

盛岡広域環境組合  
可燃ごみ中継施設整備基本構想

令和8年3月

盛岡広域環境組合



# 目次

第1章 基本事項の整理	1
第1節 中継施設基本構想策定の趣旨	1
第2節 本基本構想の位置付け	2
第3節 対象区域	2
第4節 本組合と市町の事務区分	3
第5節 これまでの経緯	3
第2章 地域概要の整理	5
第1節 対象区域の位置及び面積	5
第2節 人口及び世帯数の動態等	6
第3節 産業の動向	7
第4節 対象区域から盛岡市（新ごみ焼却施設建設予定地）までの交通網	9
第5節 上位計画や関係法令等	11
第3章 ごみ排出量の実績等の整理	15
第1節 ごみ処理体系	15
第2節 ごみ及び資源の排出量の現状	18
第3節 収集・運搬の状況	20
第4節 中間処理量の現状	31
第4章 建設予定地に係る基本条件の整理	32
第1節 立地条件	32
第2節 法規制条件	36
第3節 車両の搬入条件	37
第5章 ごみ処理体系及び施設規模の算定	38
第1節 対象ごみの設定	38
第2節 人口及びごみ排出量の推計値	39
第3節 対象区域のごみ処理体系の設定	44
第4節 施設規模の算定	47
第6章 公害防止基準値の整理	49
第1節 法令による基準	49
第2節 現有施設の基準	50
第3節 中継施設における公害防止基準値	51

第7章 処理方式の整理 .....	53
第1節 処理方式の検討 .....	53
第2節 導入事例 .....	58
第8章 プラント設備計画の検討 .....	60
第1節 基本処理フロー .....	60
第2節 必要設備 .....	62
第9章 土木・建築計画の検討 .....	63
第1節 既存焼却施設の取扱い .....	63
第2節 既存焼却施設の解体・撤去工事 .....	64
第3節 土木・建築工事の概要 .....	64
第10章 事業計画の検討 .....	66
第1節 事業形態の整理 .....	66
第2節 建設工事費、運営維持管理費 .....	69
第3節 事業スケジュール .....	71
第4節 建設費の財源の検討 .....	73

# 第1章 基本事項の整理

## 第1節 中継施設基本構想策定の趣旨

---

岩手県では平成 11 年に「岩手県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内を 6 ブロックに分け、ブロックごとに施設を集約する方針を示しました。広域化計画において盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町の 8 市町は「県央ブロック」に位置付けられています。

広域化計画を受け 8 市町では、平成 27 年 1 月に「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想（以下「広域化基本構想」という。）」を策定し、費用や環境負荷の低減化を考慮し、ごみ焼却施設の 1 施設集約化を目指しているところです。

8 市町は、令和 5 年 2 月 1 日に「盛岡広域環境組合（以下「本組合」という。）」を設置し、以降は、本組合において新たなごみ焼却施設の令和 14 年度稼働を目標に、令和 6 年 3 月に「盛岡広域環境組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）」、令和 7 年 6 月に「盛岡広域環境組合 ごみ処理施設整備基本計画（以下「ごみ処理施設整備基本計画」という。）」を策定したところです。

一方、1 施設集約化を目指すにあたり処理対象地域が拡大することから、ごみの発生地域からごみ焼却施設までの距離が長くなる場合は運搬効率の向上を図る必要があります。広域化基本構想では、運搬の効率化を図るため中継施設の整備検討が必要であるとされており、ごみ処理基本計画においては、八幡平市及び葛巻町に中継施設を整備する方針を定めています。

以上の背景を踏まえ、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を確保するため「盛岡広域環境組合 可燃ごみ中継施設整備基本構想（以下「本基本構想」という。）」を策定するものです。

なお、県は、令和 3 年 3 月に「第三次岩手県循環型社会形成推進計画（岩手県ごみ処理広域化計画）」を策定し、現在のブロック割による広域化の方向性を維持する方針を改めて示しています。また、国は、令和 6 年 3 月 29 日付け通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を発出し、更に長期的な視点でのごみ処理施設の集約化の必要性を示しているところです。

## 第2節 本基本構想の位置付け

本基本構想は、図 1-1 に示すとおり「広域化基本構想」「ごみ処理基本計画」「ごみ処理施設整備基本計画」との整合を図りつつ、中継施設の整備方針、整備スケジュール、施設概要、事業費などの基本的な事項を明らかにし、今後の中継施設の整備に向けた各種の検討作業における指針を示すことを目的とします。

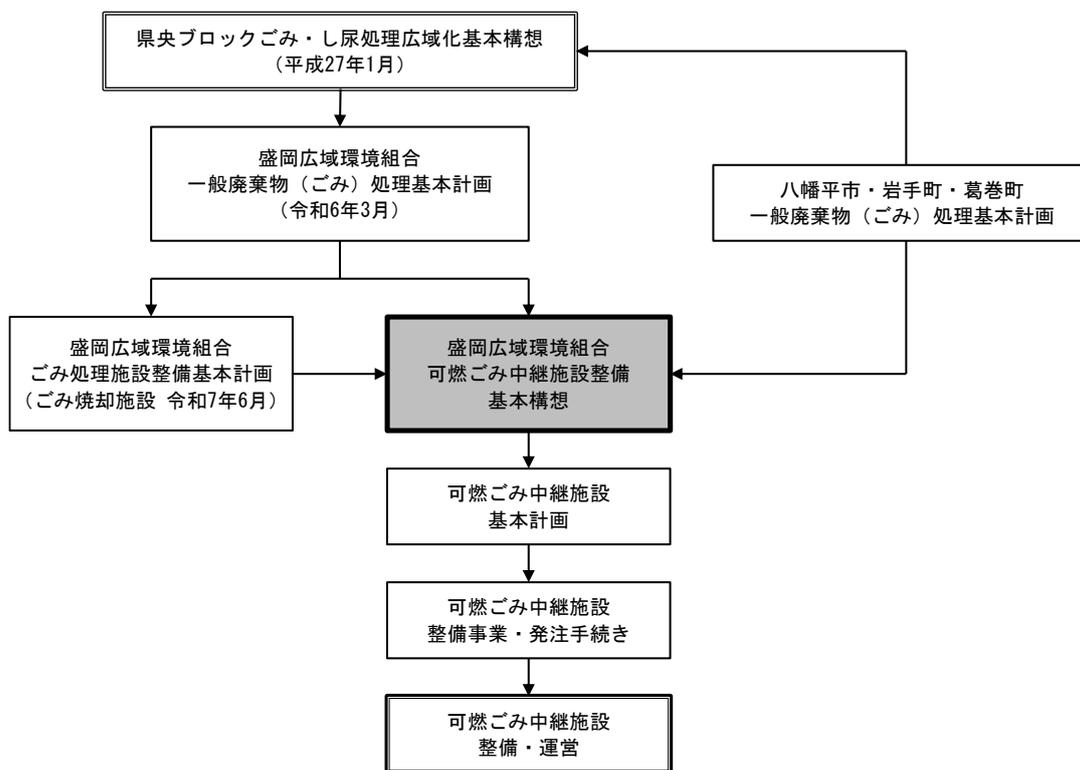


図 1-1 本基本構想の位置付け

## 第3節 対象区域

本基本構想の対象区域は、ごみ処理基本計画に基づき本組合を構成する自治体（盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町）のうち「八幡平市」「岩手町」「葛巻町」の1市2町とします。

表 1-1 対象区域

	自治体
対象区域	八幡平市・岩手町・葛巻町

## 第4節 本組合と市町の事務区分

中継施設の整備・運営に係る本組合と八幡平市・岩手町・葛巻町の事務区分は、ごみ処理基本計画に基づき表 1-2 のとおりとします。

表 1-2 事務区分

項目		本組合	八幡平市・岩手町・葛巻町
収集・運搬	中継施設への可燃ごみの搬入	—	●
	中継施設から新ごみ焼却施設への中継運搬	●	—
中継施設の建設		●	—
中継施設の管理・運営		●	—

## 第5節 これまでの経緯

中継施設の整備に係るこれまでの経緯を表 1-3 に示します。

表 1-3 中継施設の整備に係る経緯

年 月	経 緯	
	協議会・組合設立など	計画策定など
平成 11 年 3 月		岩手県ごみ処理広域化計画の策定（岩手県）
平成 23 年 1 月	県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会の設置（盛岡広域環境組合の設立により令和 5 年 7 月に解散）	
平成 27 年 1 月		県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想の策定
平成 27 年 8 月	県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会の設置	
平成 29 年 5 月		新ごみ焼却施設の整備候補地（4 箇所）の決定
令和 3 年 3 月		新ごみ焼却施設の整備予定地の決定（盛岡インターチェンジ付近）
令和 3 年 3 月		第三次岩手県循環型社会形成推進計画（岩手県ごみ処理広域化計画）の策定（岩手県）
令和 5 年 2 月	盛岡広域環境組合の設立	
令和 5 年 2 月		盛岡広域環境組合 循環型社会形成推進地域計画の策定
令和 5 年 3 月	県央ブロックごみ処理体制検討協議会の設置	
令和 5 年 6 月	盛岡広域環境組合 施設整備検討委員会の設置	
令和 6 年 3 月		盛岡広域環境組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定
令和 7 年 6 月		盛岡広域環境組合 ごみ処理施設整備基本計画の策定

以上の経緯を踏まえ、「県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定書」に基づき、八幡平市及び葛巻町の2箇所に中継施設を整備することとしました。

当初、「盛岡広域環境組合 循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）」においては、両施設ともに現行の各清掃センター跡地に建設する方針としていました。

その後、本基本構想の策定に向けた市町協議において、八幡平市から、中継施設の稼働開始を、新ごみ焼却施設の稼働開始と合わせたい旨の要望があり、現清掃センターの西側に位置する市有地を建設候補地として活用することが了承されています。

また、葛巻町については、現清掃センター跡地以外の土地利用についても引き続き検討を継続することとされましたが、本基本構想においては、これまでの検討経緯を尊重し、一旦現清掃センター跡地への建設を前提として、施設概要や事業計画等の整理を行いました。

## 第2章 地域概要の整理

### 第1節 対象区域の位置及び面積

対象区域の位置を図 2-1、面積を表 2-1 に示します。

可燃ごみ中継施設へのごみの搬入が予定されている八幡平市、岩手町、葛巻町は盛岡広域環境組合圏内の北部に位置しています。それぞれの面積は八幡平市が 862.30km<sup>2</sup>、岩手町が 360.46km<sup>2</sup>、葛巻町が 434.96km<sup>2</sup>となっています。



図 2-1 対象区域の位置

表 2-1 対象区域の面積

項目	八幡平市	岩手町	葛巻町
面積 (km <sup>2</sup> )	862.30	360.46	434.96

## 第2節 人口及び世帯数の動態等

対象区域における人口及び世帯数の推移を表 2-2、図 2-2 に示します。対象区域の人口は全体として減少傾向にあり、世帯数も減少傾向となっています。

令和 6 年 10 月 1 日時点の対象区域における人口は 40,154 人（八幡平市 23,182 人、岩手町 11,653 人、葛巻町 5,319 人）、世帯数は 18,670 世帯（八幡平市 10,688 世帯、岩手町 5,347 世帯、葛巻町 2,635 世帯）となっています。

表 2-2 人口及び世帯数の推移

項目		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
対象区域	人口（人）	48,315	47,422	46,570	45,769	44,645	43,707	42,715	42,019	41,037	40,154
	世帯数（世帯）	18,777	18,750	18,744	18,809	18,692	18,762	18,660	18,772	18,671	18,670
	1世帯当りの人口（人/世帯）	2.57	2.53	2.48	2.43	2.39	2.33	2.29	2.24	2.2	2.15
八幡平市	人口（人）	27,268	26,784	26,338	26,002	25,371	24,906	24,414	24,114	23,611	23,182
	世帯数（世帯）	10,502	10,509	10,543	10,601	10,524	10,576	10,555	10,641	10,614	10,688
	1世帯当りの人口（人/世帯）	2.60	2.55	2.50	2.45	2.41	2.35	2.31	2.27	2.22	2.17
岩手町	人口（人）	14,327	14,109	13,842	13,540	13,219	12,899	12,539	12,268	11,942	11,653
	世帯数（世帯）	5,457	5,455	5,434	5,462	5,455	5,478	5,415	5,440	5,389	5,347
	1世帯当りの人口（人/世帯）	2.63	2.59	2.55	2.48	2.42	2.35	2.32	2.26	2.22	2.18
葛巻町	人口（人）	6,720	6,529	6,390	6,227	6,055	5,902	5,762	5,637	5,484	5,319
	世帯数（世帯）	2,818	2,786	2,767	2,746	2,713	2,708	2,690	2,691	2,668	2,635
	1世帯当りの人口（人/世帯）	2.38	2.34	2.31	2.27	2.23	2.18	2.14	2.09	2.06	2.02

出典：（H27-R5）ごみ処理施設整備基本計画、（R6）各市町住民基本台帳10月1日時点

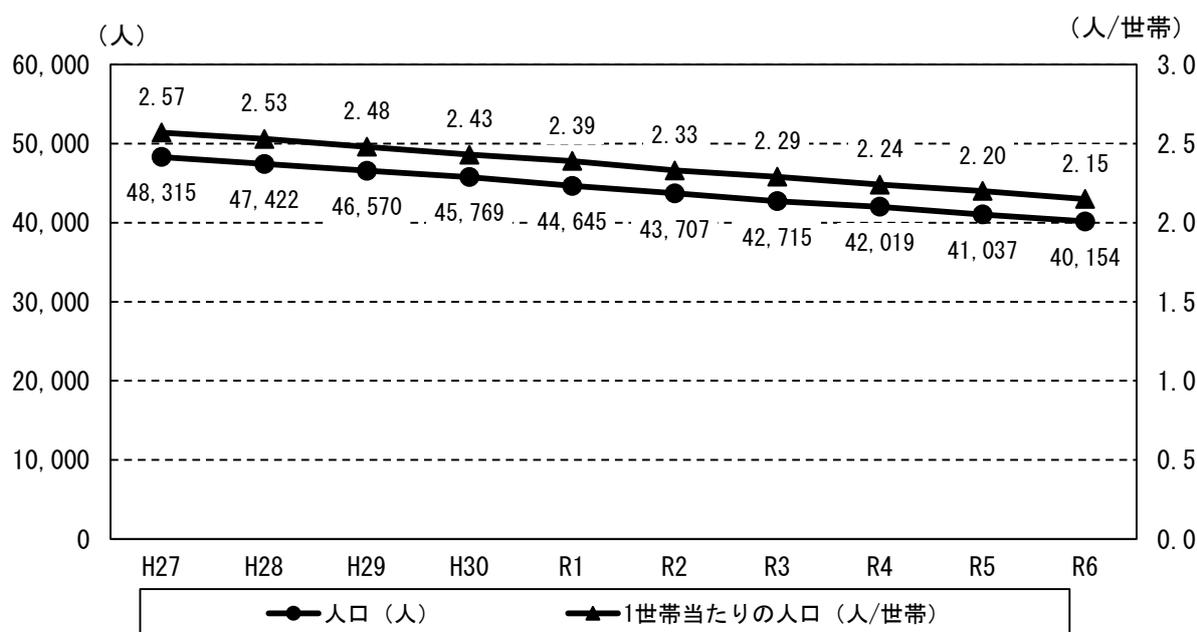


図 2-2 人口及び世帯数の推移

### 第3節 産業の動向

対象区域における事業所数及び従業者数を表 2-3 及び図 2-3 に、市町ごとの事業所数及び従業者数を表 2-4 から表 2-6 に示します。令和 3 年 10 月 1 日時点で事業所数は 1,910 事業所（八幡平市 1,125 事業所、岩手町 495 事業所、葛巻町 290 事業所）、従業者数は 16,432 人（八幡平市 10,281 人、岩手町 4,331 人、葛巻町 1,820 人）となっています。

対象地域の事業所数は、令和 3 年で第三次産業が 76.5%を占めており、次いで第二次産業が 18.4%、第一次産業が 5.1%となっています。また、産業別従業者数は、令和 3 年で第三次産業が 61.9%を占めており、次いで第二次産業が 31.1%、第一次産業が 7.0%となっています。

表 2-3 事業所数及び従業者数（対象地域計）

対象区域	産業別	分類	H24		H28		R3	
			事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
対象区域	第1次産業	農業、林業、漁業	66	848	69	817	97	1,141
	第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	6	47	4	28	4	32
		建設業	255	2,108	231	1,959	216	1,758
		製造業	142	3,702	148	3,481	131	3,324
	第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	15	2	15	6	38
		情報通信業	6	14	5	10	6	12
		運輸業、郵便業	52	816	47	790	41	456
		卸売業、小売業	598	3,396	539	2,871	461	3,100
		金融業、保険業	20	183	17	135	13	113
		不動産業、物品賃貸業	81	141	73	143	74	155
		学術研究、専門・技術サービス業	35	157	42	324	36	181
		宿泊業、飲食サービス業	272	1,875	245	1,615	214	1,338
		生活関連サービス業、娯楽業	240	846	210	820	186	748
		教育、学習支援業	31	79	31	85	81	741
		医療、福祉	140	1,814	173	2,212	195	2,538
	複合サービス事業	28	174	29	185	27	184	
	サービス業(他に分類されないもの)	112	556	121	600	122	573	
合計		2,086	16,771	1,986	16,090	1,910	16,432	

出典：経済センサス（平成24年、28年、令和3年）

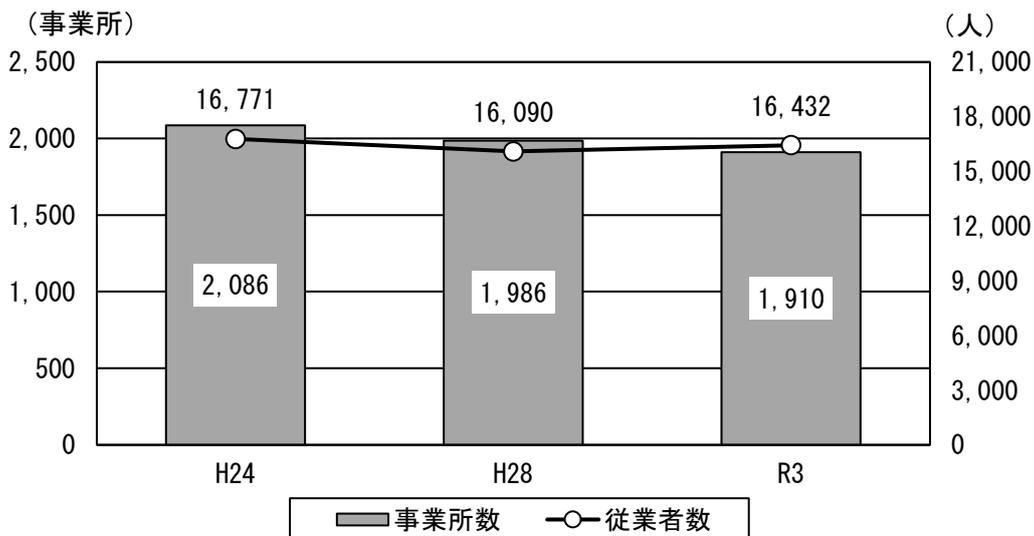


図 2-3 事業所数及び従業者数（対象地域計）

表 2-4 事業所数及び従業者数（八幡平市）

	産業別	分類	H24		H28		R3	
			事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
八幡平市	第1次産業	農業, 林業, 漁業	42	450	42	367	58	637
	第2次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	4	30	3	14	3	20
		建設業	151	1,261	135	1,183	125	1,069
		製造業	87	2,223	88	2,171	78	2,128
	第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	8	1	8	3	19
		情報通信業	4	10	3	6	3	6
		運輸業, 郵便業	29	583	32	641	28	358
		卸売業, 小売業	316	1,891	290	1,651	237	1,736
		金融業, 保険業	11	99	7	61	6	58
		不動産業, 物品賃貸業	57	100	55	121	53	127
		学術研究, 専門・技術サービス業	22	103	25	172	23	144
		宿泊業, 飲食サービス業	194	1,558	177	1,356	149	1,118
		生活関連サービス業, 娯楽業	146	610	128	530	108	458
		教育, 学習支援業	20	42	20	49	47	416
		医療, 福祉	84	1,088	106	1,350	114	1,513
		複合サービス事業	18	104	18	113	15	97
		サービス業(他に分類されないもの)	65	358	77	396	75	377
合計		1,251	10,518	1,207	10,189	1,125	10,281	

表 2-5 事業所数及び従業者数（岩手町）

	産業別	分類	H24		H28		R3	
			事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
岩手町	第1次産業	農業, 林業, 漁業	16	247	20	309	27	362
	第2次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	5	-	-	-	-
		建設業	71	598	65	516	60	446
		製造業	31	1,161	34	1,028	29	943
	第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	7	1	7	2	11
		情報通信業	1	1	1	1	2	2
		運輸業, 郵便業	17	144	11	86	10	82
		卸売業, 小売業	173	1,100	161	914	136	1,017
		金融業, 保険業	7	70	7	54	5	43
		不動産業, 物品賃貸業	13	28	9	11	9	11
		学術研究, 専門・技術サービス業	9	43	12	116	9	30
		宿泊業, 飲食サービス業	46	146	40	118	36	92
		生活関連サービス業, 娯楽業	66	173	60	237	54	232
		教育, 学習支援業	10	36	10	35	24	202
		医療, 福祉	35	482	44	631	53	694
		複合サービス事業	6	42	6	41	7	60
		サービス業(他に分類されないもの)	31	124	29	129	32	104
合計		534	4,407	510	4,233	495	4,331	

表 2-6 事業所数及び従業者数（葛巻町）

	産業別	分類	H24		H28		R3	
			事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
葛巻町	第1次産業	農業, 林業, 漁業	8	151	7	141	12	142
	第2次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	12	1	14	1	12
		建設業	33	249	31	260	31	243
		製造業	24	318	26	282	24	253
	第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	1	8
		情報通信業	1	3	1	3	1	4
		運輸業, 郵便業	6	89	4	63	3	16
		卸売業, 小売業	109	405	88	306	88	347
		金融業, 保険業	2	14	3	20	2	12
		不動産業, 物品賃貸業	11	13	9	11	12	17
		学術研究, 専門・技術サービス業	4	11	5	36	4	7
		宿泊業, 飲食サービス業	32	171	28	141	29	128
		生活関連サービス業, 娯楽業	28	63	22	53	24	58
		教育, 学習支援業	1	1	1	1	10	123
		医療, 福祉	21	244	23	231	28	331
		複合サービス事業	4	28	5	31	5	27
		サービス業(他に分類されないもの)	16	74	15	75	15	92
合計		301	1,846	269	1,668	290	1,820	

#### 第4節 対象区域から盛岡市（新ごみ焼却施設建設予定地）までの交通網

対象区域から盛岡市（新ごみ焼却施設建設予定地）までの運搬経路は、図 2-4 に示すとおり主要幹線道路である国道 4 号、281 号、282 号等を想定しています。



図 2-4 新ごみ焼却施設建設予定地までの運搬道路

建設予定地（八幡平市内）へのアクセス道路は、図 2-5 に示すとおり国道 282 号から市道平高裏笹森線を通るルート进行想定しています。

また、建設予定地（葛巻町）へのアクセス道路は、図 2-6 に示すとおり国道 281 号、340 号から町道を通るルート进行想定しています。



図 2-5 建設予定地（八幡平市内）の位置図



図 2-6 建設予定地（葛巻町内）の位置図

## 第5節 上位計画や関係法令等

本節では、対象区域の上位計画や関連法令等の整理を行います。  
本基本構想の上位計画を図 2-7 に示します。

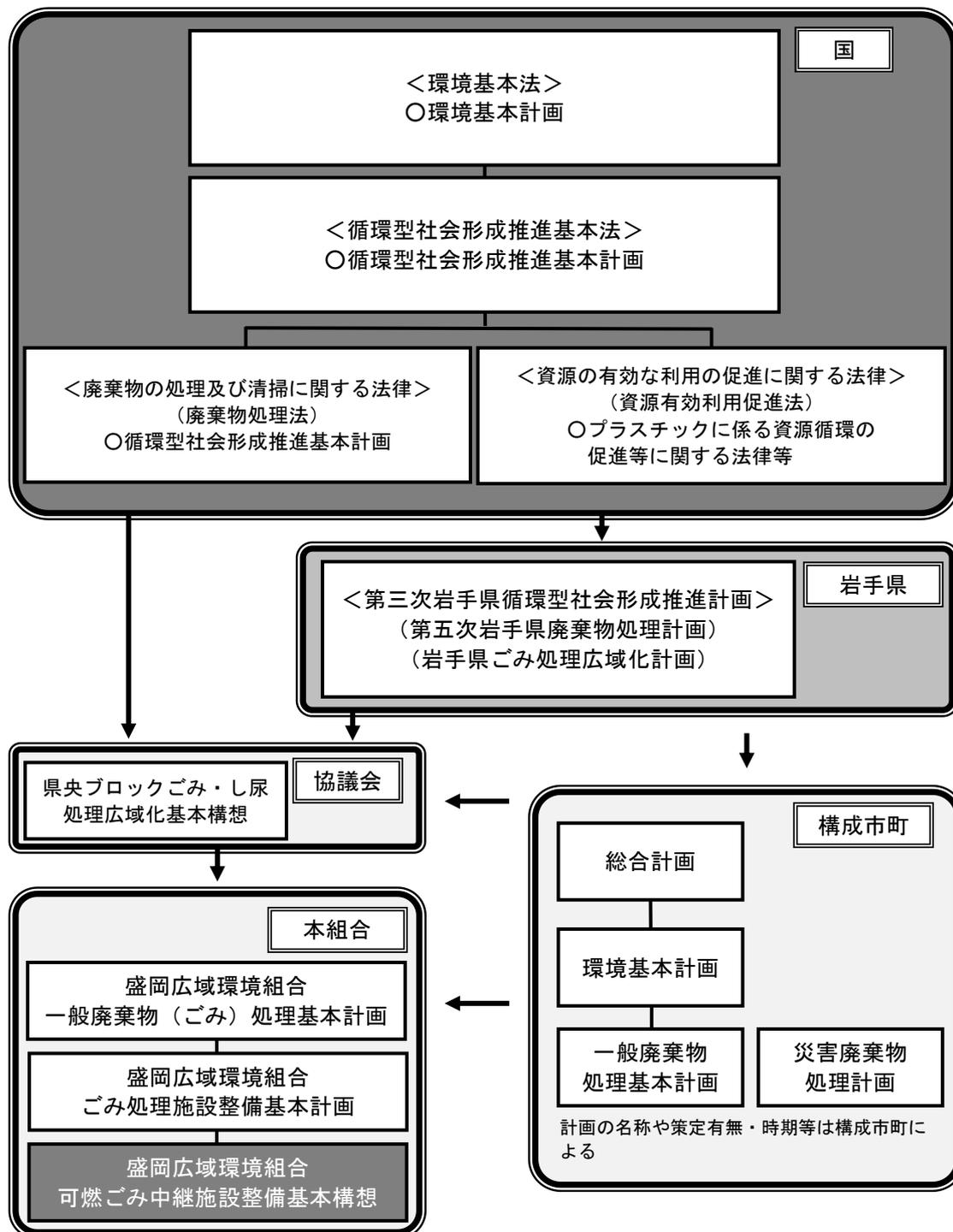


図 2-7 本基本構想の上位計画

可燃ごみ中継施設の整備に係る関連法令を表 2-7 から表 2-9 に示します。なお、建設予定地に可燃ごみ中継施設を建設する場合の適用範囲に該当する可能性がある関係法令は○、適用範囲等に該当しない関係法令は×、設計の内容による関係法令は△で示しています。

表 2-7 主な法規制及び適用の有無（環境保全関係）

法律名	適用範囲等	適用
環境基本法	ごみ処理施設の整備に当たっては、必要な措置を講ずる必要がある。	○
循環型社会形成推進基本法	ごみの適正処理に当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる物質の排出の規制その他の必要な措置を講じる必要がある。	○
環境影響評価法	本施設は本法の対象施設に該当しない。	×
廃棄物処理法	処理能力が1日5t以上のごみ処理施設(焼却施設においては、1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上)は本法の対象となる。	○
大気汚染防止法	本施設は本法のばい煙発生施設に該当しない。	×
水質汚濁防止法	本施設は本法の特定施設に該当しない。	×
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）は、本法の特定施設に該当し、知事又は市長が指定する地域では規制の対象となるが、対象地域ではないため該当しない。	×
振動規制法	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）は、本法の特定施設に該当し、知事又は市長が指定する地域では規制の対象となるが、対象地域ではないため該当しない。	×
悪臭防止法	本法においては、知事が指定する地域では規制の対象となるが、対象地域ではないため該当しない。	×
下水道法	1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上の焼却施設は、公共下水道に排水を排出する場合に特定施設に該当する。	×
ダイオキシン類対策特別措置法	工場又は事業場に設置される廃棄物焼却炉その他施設でダイオキシン類を大気中に排出又はこれを含む汚水もしくは廃水を排出する場合に特定施設に該当する。	×
土壌汚染対策法	既存の清掃工場は有害物質使用特定施設には該当しないが、中継施設の設置や既存施設の解体に伴い、一定規模（3,000m <sup>2</sup> 以上）の土地の形質変更が発生する場合は該当する。	○

表 2-8 主な法規制及び適用の有無（土地利用規制等関係）

法律名		適用範囲等	適用
都市計画に関する法律	都市計画法	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要。	△
	都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	×
	国土利用計画法	一定規模以上の土地取引を行った場合。当事者の一方又は双方が国等である場合その他政令で定める場合に該当する時は、届出不要。	×
	都市公園法	ごみ処理施設に公園又は緑地を設置する場合。	×
	土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	×
	景観法	景観計画区域内において建築等を行う場合は、届出の必要性や建築物の形態意匠の制限の適用を受けることがある。	×
土地利用規制に関する法律	河川法	河川区域内の土地において工作物を新築、改築、又は除却する場合は河川管理者の許可が必要。	×
	急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置・改造の制限。	×
	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等にごみ処理施設を建設する場合。	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域にごみ処理施設を建設する場合。	×
	森林法	保安林等にごみ処理施設を建設する場合。	×
	砂防法	砂防指定地域内で制限された行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要。	×
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。	×
	道路法	電柱、電線、水道管、ガス管等、継続して道路を使用する場合。	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	×
	農地法	工場を建設するために農地を転用する場合。	×
自然環境に関する法律	文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。	×
	都市緑地保全法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。	×
	自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築、改築、又は増築する場合、国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。	×
自然環境保全法	原生自然環境保全地域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	×	

表 2-9 主な法規制及び適用の有無（設置許可関係）

法律名	適用範囲等	適用
建築基準法	第51条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。ただし書では、その敷地の位置が都市計画に、支障がないと認めて許可した場合及び増築する場合はこの限りではない。建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要。	○
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して、消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等は不可。重油タンク等は危険物貯蔵所として本法により規制されている。	○
航空法	進入表面、転移表面又は平表面の上に出る高さの建造物の設置に制限がある。地表又は水面から60m以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要。昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から60m以上の高さのものには昼間障害標識が必要である。	×
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが31mを超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合。	×
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合。	×
有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行う場合。	×
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合。	×
電気事業法	特別高圧（7,000ボルト以上）で受電する場合、高圧受電で受電電力の容量が50kW以上の場合、自家発電設備を設置する場合、非常用予備発電装置を設置する場合。	○
電気用品安全法	ごみ処理施設の整備に当たって、電気用品の製造又は輸入を行う場合。	○
労働基準法	ごみの適正処理を実施する従事者等に対する最低基準の労働条件。	○
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等ごみ処理施設運営に関連記述が存在する。	○
工業用水法	指定地域内の井戸（吐出口の断面積の合計が6cm <sup>2</sup> を超えるもの）により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合。	×
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備（吐出口の断面積の合計が6cm <sup>2</sup> を超えるもの）により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合。	×
熱供給事業法	ごみ処理施設から需要に応じて熱供給を行う場合。	×
建築物の衛生的環境の確保に関する法律	ごみ処理施設を維持管理する場合。	○

可燃ごみ中継施設の整備に係る条例や当該条例に基づく規則等を表 2-10 に示します。

表 2-10 主な条例及び規則等

制定自治体	条例等
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例</li> <li>・岩手県自然環境保全条例</li> <li>・県立自然公園条例</li> <li>・岩手県希少野生動植物の保護に関する条例</li> <li>・岩手の景観の保全と創造に関する条例</li> <li>・岩手県環境影響評価条例</li> <li>・県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例</li> <li>・水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例</li> </ul>
八幡平市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八幡平市環境基本条例</li> <li>・八幡平市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等手続条例</li> </ul>
葛巻町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葛巻町自然環境保護条例</li> <li>・葛巻町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例</li> <li>・葛巻町林地開発許可制度実施要綱</li> </ul>

### 第3章 ごみ排出量の実績等の整理

#### 第1節 ごみ処理体系

令和7年度における構成市町のごみ処理体系を図3-1から図3-3に示します。

可燃ごみは収集されたのち、各自治体や所属する組合が所有するごみ焼却施設で焼却処理を行っています。焼却処理後は各自治体が所有する最終処分場で最終処分しています。なお、岩手町内で排出された廃棄物は盛岡市玉山地域と共同で処理しています。

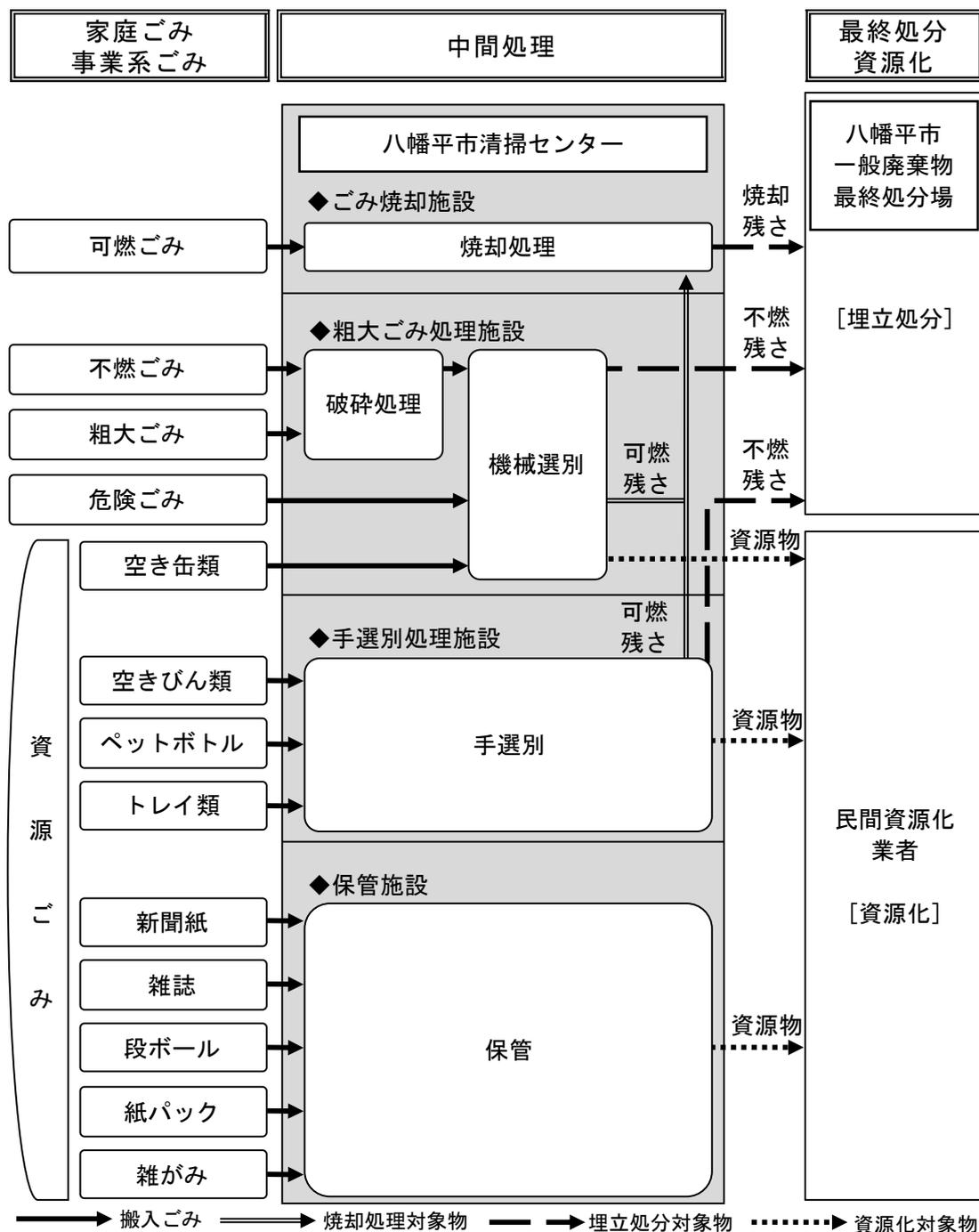


図3-1 ごみ処理体系（八幡平市）

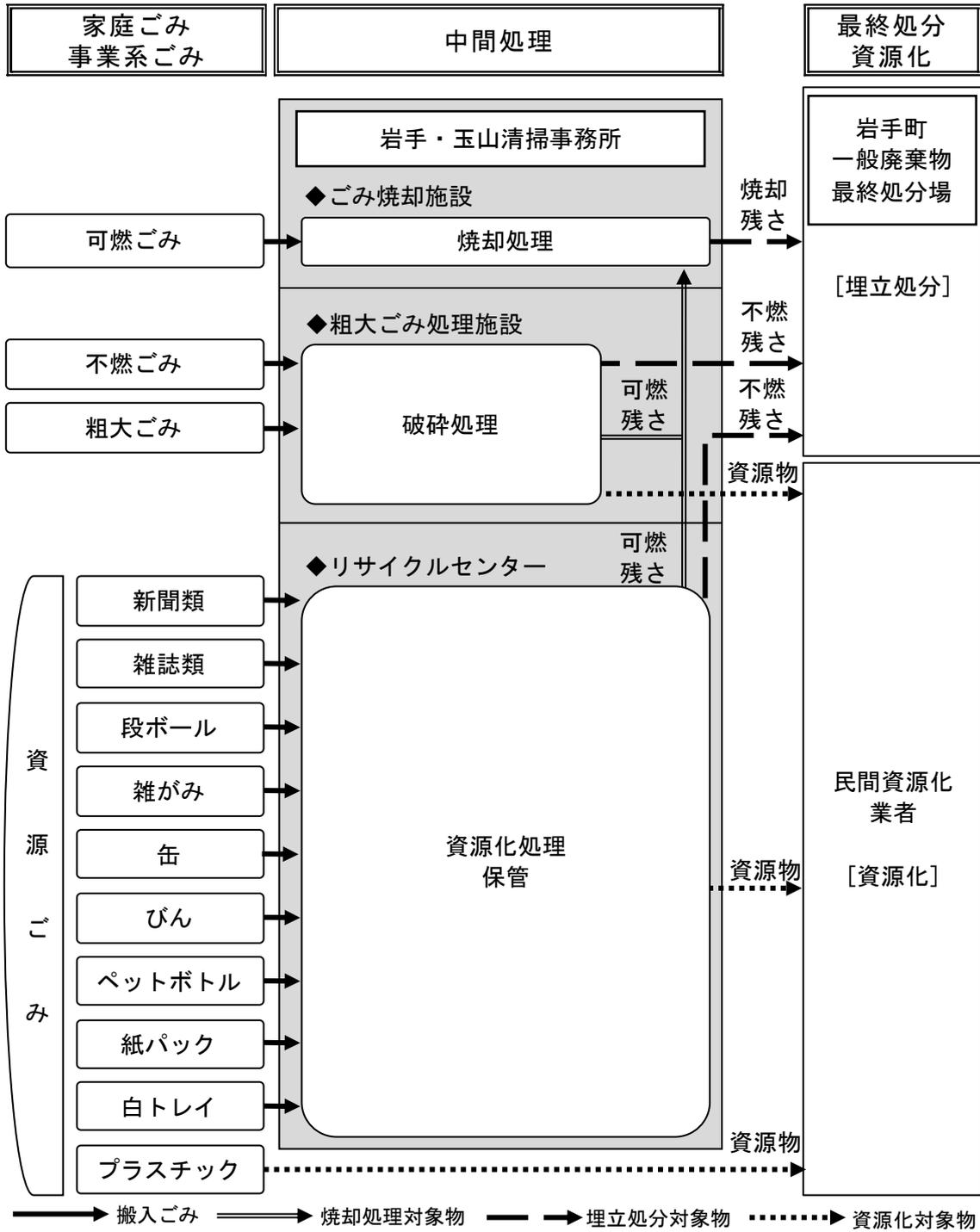


図 3-2 ごみ処理体系 (岩手町)

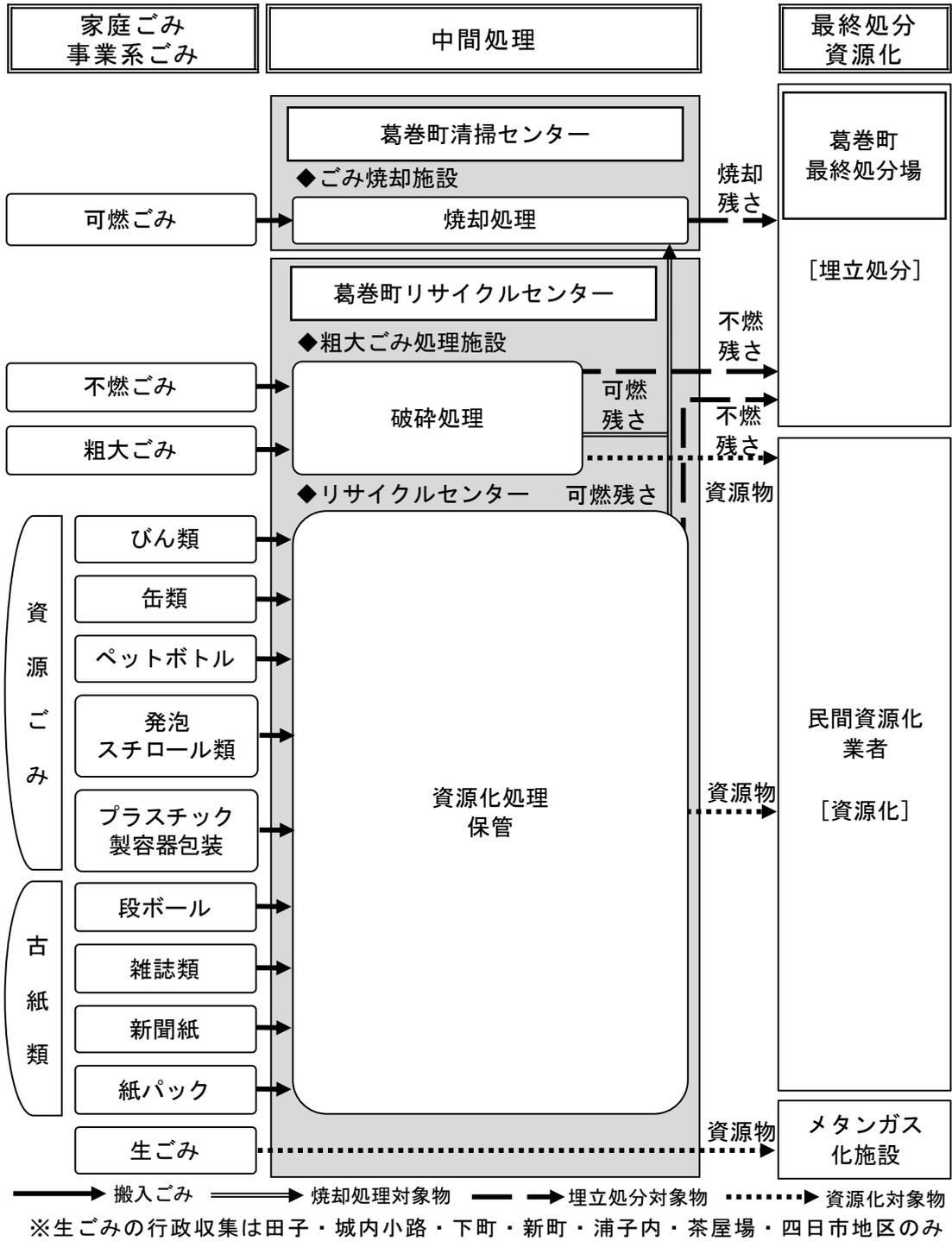


図 3-3 ごみ処理体系 (葛巻町)

## 第2節 ごみ及び資源の排出量の現状

対象地域の過去7年間のごみ及び資源の排出量を表3-1から表3-3に示します。

令和6年度のごみ排出量は八幡平市が9,276t（家庭ごみ：6,432t、事業系ごみ：2,844t）、岩手町が3,354t（家庭ごみ：2,686t、事業系ごみ：668t）、葛巻町が1,499t（家庭ごみ：1,107t、事業系ごみ：392t）となっており、年々減少傾向にあります（H30年度比で八幡平市：7.95%減、岩手町：15.07%減、葛巻町：14.64%減）。

1人1日平均ごみ排出量は令和6年度で八幡平市が1,096g/人・日、岩手町が789g/人・日、葛巻町が772g/人・日となっており、過去7年間を通してほぼ横ばいとなっています。

表3-1 ごみ及び資源の排出量（八幡平市）

項目	単位	実績値						
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口	人	26,002	25,371	24,906	24,414	24,114	23,611	23,182
年間日数	日	365	366	365	365	365	366	365
1人1日平均ごみ排出量	g/人・日	1,062	1,097	1,096	1,104	1,117	1,083	1,096
家庭ごみ	g/人・日	714	743	773	764	771	750	760
事業系ごみ	g/人・日	348	354	323	340	346	333	336
ごみ排出量	t/年	10,077	10,192	9,962	9,834	9,828	9,358	9,276
家庭＋事業系	t/年	10,077	10,192	9,962	9,834	9,828	9,358	9,276
可燃ごみ	t/年	8,631	8,735	8,403	8,349	8,391	8,047	8,008
不燃ごみ	t/年	233	234	252	224	205	176	157
粗大ごみ	t/年	333	345	439	388	398	382	433
資源ごみ	t/年	880	878	868	873	834	753	678
家庭ごみ	t/年	6,777	6,903	7,028	6,804	6,785	6,481	6,432
可燃ごみ	t/年	5,533	5,636	5,666	5,523	5,555	5,360	5,320
不燃ごみ	t/年	233	234	252	224	205	176	157
粗大ごみ	t/年	242	263	331	280	280	270	330
資源ごみ	t/年	769	770	779	777	745	675	625
事業系ごみ	t/年	3,300	3,289	2,934	3,030	3,043	2,877	2,844
可燃ごみ	t/年	3,098	3,099	2,737	2,826	2,836	2,687	2,688
粗大ごみ	t/年	91	82	108	108	118	112	103
資源ごみ	t/年	111	108	89	96	89	78	53

表 3-2 ごみ及び資源の排出量（岩手町）

項目	単位	実績値						
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口	人	13,540	13,219	12,899	12,539	12,268	11,942	11,653
年間日数	日	365	366	365	365	365	366	365
1人1日平均ごみ排出量	g/人・日	799	810	802	827	824	796	789
家庭ごみ	g/人・日	649	656	640	661	667	642	632
事業系ごみ	g/人・日	150	154	162	166	157	154	157
ごみ排出量	t/年	3,949	3,920	3,779	3,786	3,691	3,482	3,354
家庭＋事業系	t/年	3,949	3,920	3,779	3,786	3,691	3,482	3,354
可燃ごみ	t/年	3,279	3,282	3,144	3,101	3,038	2,888	2,710
不燃ごみ	t/年	142	140	145	136	128	118	114
粗大ごみ	t/年	63	59	65	68	66	55	56
資源ごみ	t/年	465	439	425	481	459	421	474
家庭ごみ	t/年	3,208	3,175	3,014	3,027	2,988	2,807	2,686
可燃ごみ	t/年	2,579	2,578	2,427	2,395	2,379	2,250	2,078
不燃ごみ	t/年	132	126	135	126	116	110	106
粗大ごみ	t/年	57	55	57	59	58	47	49
資源ごみ	t/年	440	416	395	447	435	400	453
事業系ごみ	t/年	741	745	765	759	703	675	668
可燃ごみ	t/年	700	704	717	706	659	638	632
不燃ごみ	t/年	10	14	10	10	12	8	8
粗大ごみ	t/年	6	4	8	9	8	8	7
資源ごみ	t/年	25	23	30	34	24	21	21

表 3-3 ごみ及び資源の排出量（葛巻町）

項目	単位	実績値						
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口	人	6,227	6,055	5,902	5,762	5,637	5,484	5,319
年間日数	日	365	366	365	365	365	366	365
1人1日平均ごみ排出量	g/人・日	773	792	794	783	823	733	772
家庭ごみ	g/人・日	561	581	601	589	603	532	570
事業系ごみ	g/人・日	212	211	193	194	220	201	202
ごみ排出量	t/年	1,756	1,755	1,710	1,647	1,693	1,472	1,499
家庭＋事業系	t/年	1,756	1,755	1,710	1,647	1,693	1,472	1,499
可燃ごみ	t/年	1,113	1,147	1,090	1,058	1,127	932	1,001
不燃ごみ	t/年	124	128	141	149	139	105	119
資源ごみ	t/年	519	480	479	440	427	435	379
家庭ごみ	t/年	1,275	1,288	1,294	1,239	1,241	1,068	1,107
可燃ごみ	t/年	720	757	746	723	743	602	681
不燃ごみ	t/年	82	99	112	118	115	70	85
資源ごみ	t/年	473	432	436	398	383	396	341
事業系ごみ	t/年	481	467	416	408	452	404	392
可燃ごみ	t/年	393	390	344	335	384	330	320
不燃ごみ	t/年	42	29	29	31	24	35	34
資源ごみ	t/年	46	48	43	42	44	39	38

### 第3節 収集・運搬の状況

#### 1. 収集日及び直接持込み

対象地域内の可燃ごみ収集日を表 3-4 に、直接持込みの概要を表 3-5 に示します。

八幡平市と岩手町では、毎週月曜日と木曜日、毎週火曜日と金曜日に収集する 2 グループに分割して可燃ごみを収集しています。葛巻町では、毎週月曜日と金曜日、毎週火曜日、毎週水曜日、毎週金曜日に可燃ごみを収集する 4 グループに分割しています。

ごみ処理施設へのごみの直接持込みは平日に受け入れており、家庭ごみ・事業系ごみともに設定条件が異なりますが、有料で実施しています。なお、八幡平市での家庭ごみ持込みの有料化は令和 7 年 4 月から実施されました。

表 3-4 対象地域の可燃ごみ収集日

市町	地区	可燃ごみ収集日
八幡平市	大更区域, 松尾・野駄・畑・安比区域, 細野・畑・荒屋・浅沢区域	毎週 月・木
	田頭・平館・寺田区域, 温泉郷・寄木・柏台区域, 館市・田山・五日市区域	毎週 火・金
岩手町	収集地区1 (大坊, 岩瀬張, 曲りほか)	毎週 月・木 5月第1月曜, 1月第1木曜を除く
	収集地区2 (前ヶ沢, 吉谷地, 御堂新田, 御堂, 水堀ほか)	毎週 火・金 4月第5・5月第1火曜及び 1月第1金曜を除く
葛巻町	四日市～田代地区	毎週 月・金
	野中～大平橋, 平船～冬部, 毛頭沢・根地戸	毎週 水
	五葉窪～元木, 吉ヶ沢・土谷川, 上外川・塚森	毎週 火
	江刈川, 星野・馬場	毎週 金

※令和7年現在

表 3-5 廃棄物直接持込みの概要

市町	分類	料金	搬入可能日時
八幡平市	家庭ごみ	50kgまで無料 超過分は10kgあたり50円	月～金 午前8時30分から午後4時30分まで ただし、祝日・年末年始を除く
	事業系ごみ	10kgあたり100円	
岩手町	家庭ごみ	10kgあたり50円	月～金 午前9時00分から正午まで 午後1時00分から午後4時00分まで ただし、祝日・年末年始を除く
	事業系ごみ	10kgあたり100円	
葛巻町	家庭ごみ	50kgまで無料 超過分は1kgあたり3円	月～金 午前9時00分から午後4時00分 土(第2, 第4以外) 午前9時00分から午後3時00分 ただし、祝日・お盆・年末年始を除く
	事業系ごみ	1kgあたり6円	

※令和7年現在  
八幡平市の家庭ごみの有料化は令和7年4月1日開始

## 2. 搬入台数・搬入量（八幡平市・岩手町）

### （1） 月別搬入台数（八幡平市・岩手町）

八幡平市・岩手町の令和6年度の月別の搬入台数を表3-6、図3-4に、日別の搬入台数を図3-5に示します。日最大は264台/日であり、生活系の自己搬入が特に多い状況にあります。受入供給設備などの検討においては、生活系の自己搬入が多いことに留意する必要があります。

表3-6 令和6年度・月別可燃ごみ搬入台数（八幡平市・岩手町）

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月搬入台数	台/月	3,336	2,960	2,759	2,783	2,972	2,712	3,032	2,959	2,456	1,780	1,657	3,114
生活系	台/月	2,182	1,872	1,746	1,742	2,018	1,753	1,938	1,957	1,485	1,021	922	2,178
	台/月	271	289	254	287	301	272	282	266	253	245	201	235
自己搬入	台/月	1,911	1,583	1,492	1,455	1,717	1,481	1,656	1,691	1,232	776	721	1,943
事業系	台/月	1,154	1,088	1,013	1,041	954	959	1,094	1,002	971	759	735	936
	台/月	324	326	318	332	320	300	312	285	293	232	214	265
自己搬入	台/月	830	762	695	709	634	659	782	717	678	527	521	671
日最大台数	台/日	245	239	188	166	228	208	177	194	175	135	138	264

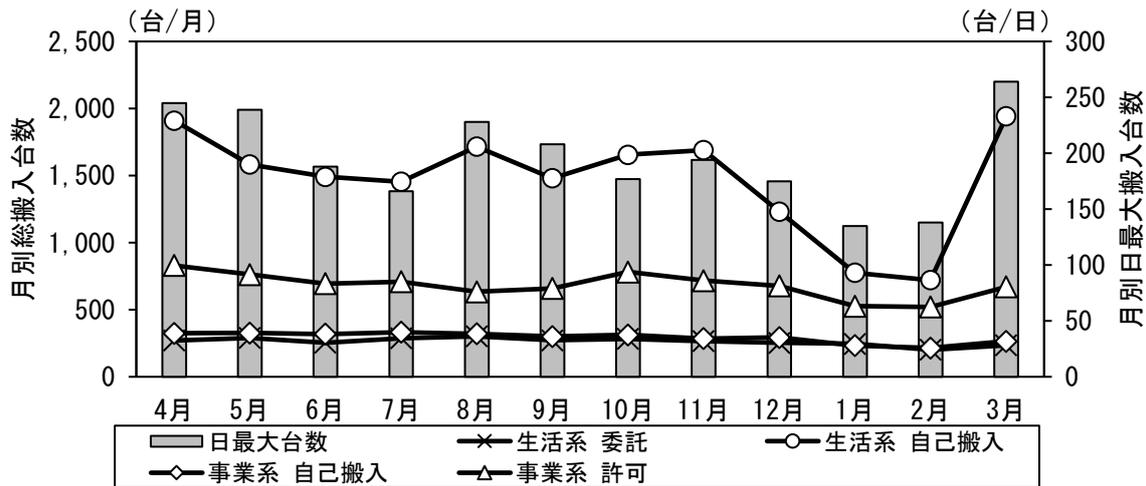


図3-4 令和6年度・月別可燃ごみ搬入台数（八幡平市・岩手町）

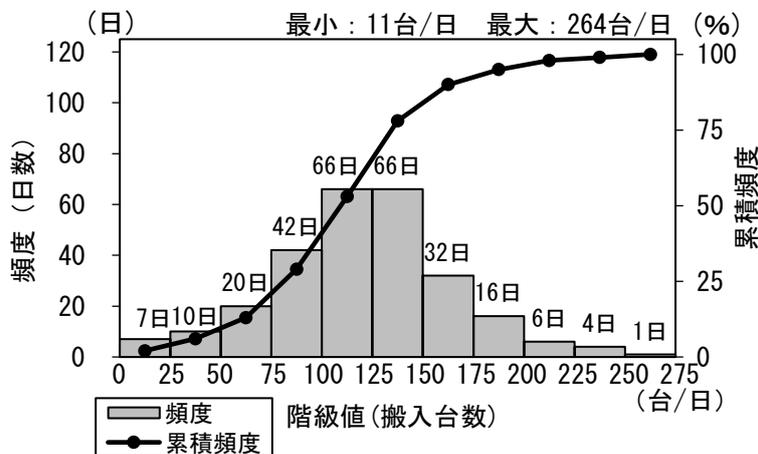


図3-5 令和6年度・日別可燃ごみ搬入台数の度数分布図（八幡平市・岩手町）

(2) 月別搬入量 (八幡平市・岩手町)

八幡平市・岩手町の令和6年度の月別の搬入量を表3-7、図3-6に、日別の搬入量を図3-7に示します。日最大は95.63t/日であり、生活系の委託が約半数を占める状況にあります。施設規模や受入供給設備、貯留設備などの検討においては、月の変動に留意する必要があります。

表3-7 令和6年度・月別可燃ごみ搬入量 (八幡平市・岩手町)

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月搬入量	t/月	961.83	944.26	811.68	931.28	1,047.93	921.89	954.97	896.65	854.11	793.89	668.34	904.57
生活系	t/月	656.53	652.28	556.28	644.05	755.05	651.97	662.03	612.45	583.67	531.77	435.42	629.16
委託	t/月	520.80	551.35	464.21	552.59	654.69	556.42	558.63	494.92	502.57	482.12	388.59	462.69
自己搬入	t/月	135.73	100.93	92.07	91.46	100.36	95.55	103.40	117.53	81.10	49.65	46.83	166.47
事業系	t/月	305.30	291.98	255.40	287.23	292.88	269.92	292.94	284.20	270.44	262.12	232.92	275.41
許可	t/月	197.52	193.59	175.00	195.36	209.58	189.85	198.92	189.60	186.41	193.09	167.38	190.24
自己搬入	t/月	107.78	98.39	80.40	91.87	83.30	80.07	94.02	94.60	84.03	69.03	65.54	85.17
日最大搬入量	t/日	78.46	81.25	68.08	66.83	87.63	72.34	69.91	71.44	64.68	91.74	60.96	95.63

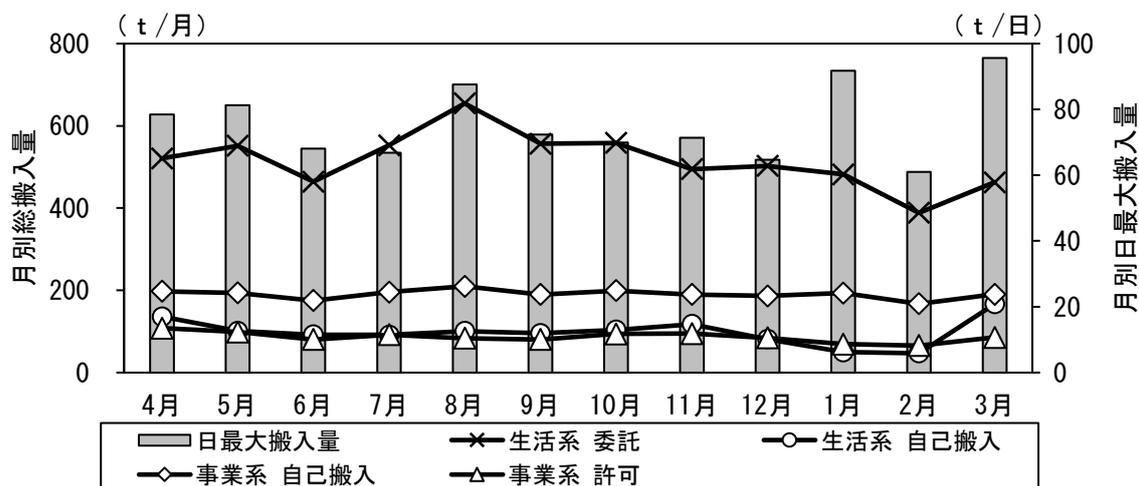


図3-6 令和6年度・月別可燃ごみ搬入量 (八幡平市・岩手町)

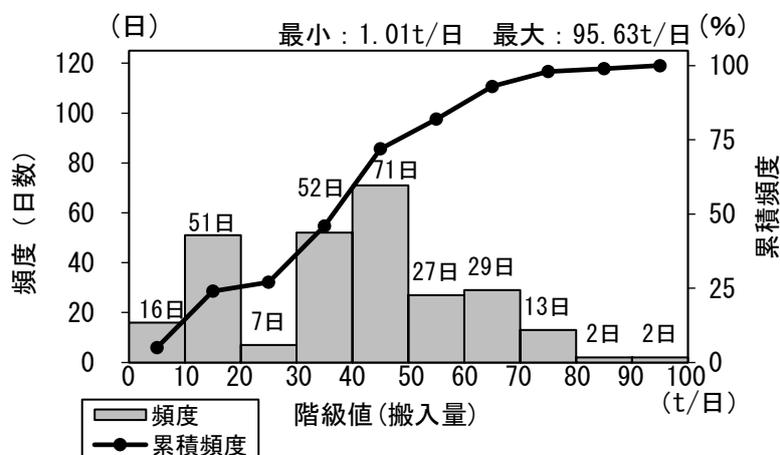


図3-7 令和6年度・日別可燃ごみ搬入量の度数分布図 (八幡平市・岩手町)

(3) 週別搬入台数・搬入量（八幡平市・岩手町）

八幡平市・岩手町の令和6年度の週別（1週間分）の搬入台数・搬入量を表3-8に示します。週間の搬入量の最大は268.49t/週であり、平均でみると約200t/週です。

八幡平市・岩手町は、1日の搬入量が30～60t/日の日が多く、搬入量の多い日では60～80t/日となります。そのため、基本的には毎日の搬出が必要になりますが、貯留能力や搬出頻度、搬出車両の仕様（積載量）などの検討においては、週間の搬入量についても留意する必要があります。

表3-8 令和6年度・週別可燃ごみ搬入台数・搬入量（八幡平市・岩手町）

日付	曜日	生活系					事業系				
		台数計 台/週	生活系		事業系		搬入量計 t/週	生活系		事業系	
			委託 収集 台/週	自己 搬入 台/週	許可 業者 台/週	自己 搬入 台/週		委託 収集 t/週	自己 搬入 t/週	許可 業者 t/週	自己 搬入 t/週
04/01 - 04/07	月-日	784	61	466	80	177	224.45	124.02	31.78	45.17	23.48
04/08 - 04/14	月-日	760	61	438	71	190	216.93	122.20	29.87	41.50	23.36
04/15 - 04/21	月-日	794	64	440	75	215	229.10	123.71	34.02	44.63	26.74
04/22 - 04/28	月-日	753	67	426	76	184	212.89	113.74	29.02	46.44	23.69
04/29 - 05/05	月-日	657	41	427	48	141	183.45	92.78	31.29	37.47	21.91
05/06 - 05/12	月-日	654	76	342	79	157	245.83	151.72	22.22	53.51	18.38
05/13 - 05/19	月-日	632	65	325	71	171	193.42	114.85	17.29	38.99	22.29
05/20 - 05/26	月-日	648	62	341	71	174	199.01	115.18	21.18	39.07	23.58
05/27 - 06/02	月-日	614	63	289	79	183	201.01	113.95	19.99	44.33	22.74
06/03 - 06/09	月-日	658	65	352	82	159	199.51	117.01	22.19	42.50	17.81
06/10 - 06/16	月-日	708	63	382	84	179	207.13	116.34	24.30	44.61	21.88
06/17 - 06/23	月-日	742	64	431	74	173	200.55	115.31	25.75	41.30	18.19
06/24 - 06/30	月-日	651	62	327	78	184	204.49	115.55	19.83	46.59	22.52
07/01 - 07/07	月-日	576	61	283	74	158	194.61	115.13	16.26	42.62	20.60
07/08 - 07/14	月-日	634	63	334	74	163	202.49	117.79	21.22	42.70	20.78
07/15 - 07/21	月-日	593	66	315	72	140	200.19	122.45	19.56	41.17	17.01
07/22 - 07/28	月-日	602	63	312	72	155	200.79	119.93	19.90	41.04	19.92
07/29 - 08/04	月-日	634	63	352	67	152	220.00	135.50	23.33	40.92	20.25
08/05 - 08/11	月-日	768	64	454	74	176	240.80	137.34	27.49	48.55	27.42
08/12 - 08/18	月-日	604	70	394	65	75	250.81	161.10	24.19	53.72	11.80
08/19 - 08/25	月-日	760	77	424	81	178	254.33	161.90	24.18	48.89	19.36
08/26 - 09/01	月-日	584	61	304	73	146	215.19	136.14	15.69	45.33	18.03
09/02 - 09/08	月-日	606	64	315	71	156	216.19	134.22	19.75	43.20	19.02
09/09 - 09/15	月-日	700	64	398	73	165	218.66	132.10	25.15	43.44	17.97
09/16 - 09/22	月-日	616	63	341	64	148	207.96	124.83	22.60	42.12	18.41
09/23 - 09/29	月-日	625	64	341	70	150	211.49	126.57	22.29	43.34	19.29
09/30 - 10/06	月-日	632	61	337	70	164	207.65	123.52	21.43	44.35	18.35
10/07 - 10/13	月-日	664	61	365	70	168	212.88	126.38	22.21	45.04	19.25
10/14 - 10/20	月-日	614	64	340	69	141	208.61	126.64	19.69	43.46	18.82
10/21 - 10/27	月-日	757	67	419	72	199	226.94	122.22	27.87	50.45	26.40
10/28 - 11/03	月-日	705	62	371	70	202	214.65	123.99	22.31	45.87	22.48
11/04 - 11/10	月-日	640	61	386	57	136	205.78	119.27	24.90	44.48	17.13
11/11 - 11/17	月-日	730	64	419	70	177	214.81	121.19	29.22	44.00	20.40
11/18 - 11/24	月-日	684	62	389	69	164	209.45	114.80	27.66	42.84	24.15
11/25 - 12/01	月-日	730	63	407	72	188	218.44	114.24	31.40	45.78	27.02
12/02 - 12/08	月-日	566	57	286	68	155	192.49	114.03	19.09	41.23	18.14
12/09 - 12/15	月-日	542	56	269	59	158	187.74	107.49	20.83	39.12	20.30
12/16 - 12/22	月-日	531	57	258	72	144	187.37	108.96	21.47	39.61	17.33
12/23 - 12/29	月-日	634	59	317	68	190	206.60	118.87	15.41	49.10	23.22
12/30 - 01/05	月-日	264	40	142	38	44	138.66	86.62	6.33	36.85	8.86
01/06 - 01/12	月-日	462	68	209	55	130	228.59	153.70	11.92	47.84	15.13
01/13 - 01/19	月-日	357	51	146	46	114	164.35	97.55	9.82	40.78	16.20
01/20 - 01/26	月-日	465	56	209	61	139	174.10	101.36	12.33	43.78	16.63
01/27 - 02/02	月-日	415	54	172	58	131	168.10	96.11	13.55	41.19	17.25
02/03 - 02/09	月-日	362	51	123	56	132	164.72	97.92	8.41	43.10	15.29
02/10 - 02/16	月-日	364	47	142	55	120	165.84	94.28	8.45	46.65	16.46
02/17 - 02/23	月-日	491	55	238	58	140	172.57	100.08	15.12	40.49	16.88
02/24 - 03/02	月-日	440	48	218	45	129	165.21	96.31	14.85	37.14	16.91
03/03 - 03/09	月-日	531	56	257	57	161	178.74	100.89	18.21	40.61	19.03
03/10 - 03/16	月-日	718	56	444	56	162	201.21	106.64	35.31	40.40	18.86
03/17 - 03/23	月-日	627	43	408	58	118	182.07	87.64	33.71	44.93	15.79
03/24 - 03/30	月-日	1002	62	666	78	196	268.49	130.61	62.33	49.28	26.27
03/31	月	236	18	168	16	34	74.06	36.91	16.91	15.02	5.22
合計		32,520	3,156	17,658	3,521	8,185	10,691.40	6,189.58	1,181.08	2,286.54	1,034.20
最大値		1,002	77	666	84	215	268.49	161.90	62.33	53.72	27.42

(4) 曜日別搬入台数（八幡平市・岩手町）

八幡平市・岩手町の令和6年度の曜日別の搬入台数を表3-9、図3-8に示します。

曜日別の傾向としては月曜日・金曜日に搬入台数が多い傾向にあります。搬入台数が多い生活系の自己搬入は、曜日間の差は小さい状況にありますが、事業系の許可、並びに自己搬入が、月曜日・金曜日に多い傾向を示しています。そのため、さらなる平準化を図るには事業者への指導が必要な状況です。

表3-9 令和6年度・曜日別搬入台数（八幡平市・岩手町）

	単位	月	火	水	木	金	土	日
年間日数	日	53	52	52	52	52	52	52
曜日別搬入台数	台/年	7,369	6,385	5,229	5,604	7,392	0	541
生活系	台/年	4,545	4,331	3,089	3,821	4,494	0	534
委託	台/年	869	838	0	710	739	0	0
自己搬入	台/年	3,676	3,493	3,089	3,111	3,755	0	534
事業系	台/年	2,824	2,054	2,140	1,783	2,898	0	7
許可	台/年	1,091	529	681	375	841	0	4
自己搬入	台/年	1,733	1,525	1,459	1,408	2,057	0	3
日最大搬入台数	台/日	264	245	173	239	228	0	97

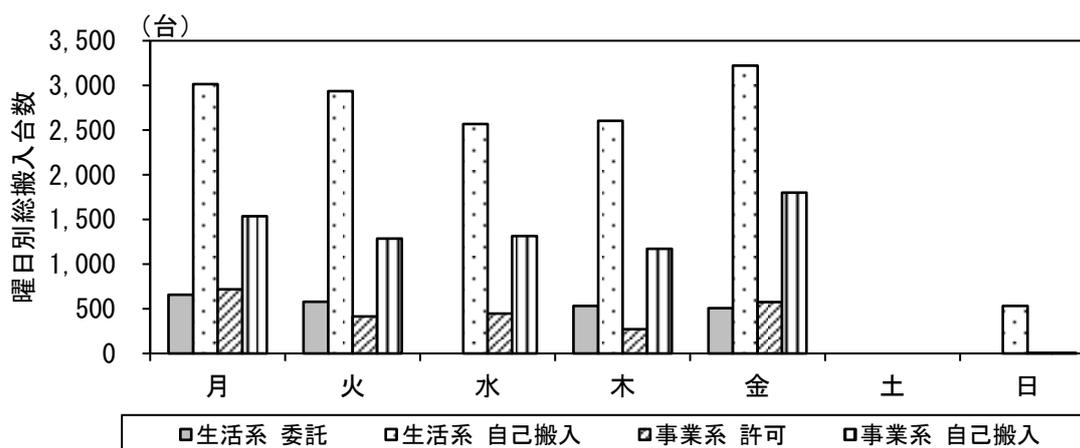


図3-8 令和6年度・曜日別可燃ごみ搬入台数（八幡平市・岩手町）

(5) 曜日別搬入量（八幡平市・岩手町）

八幡平市・岩手町の令和6年度の曜日別の搬入量を表3-10、図3-9に示します。

曜日別の搬入量は月曜日が多い傾向にあります。一方、水曜日が最も少なく、搬入量の差が大きい状況にあります。これは、生活系の委託が基本、月・火・木・金であり、水曜の収集が無いからです。事業系の許可についても、比較的、月曜日が多い傾向にあります。

さらなる平準化を図るには、生活系の委託の水曜収集を検討する必要があります。

表3-10 令和6年度・曜日別可燃ごみ搬入量（八幡平市・岩手町）

	単位	月	火	水	木	金	土	日
年間日数	日	53	52	52	52	52	52	52
曜日別搬入量	t/年	3,228.44	2,437.97	776.18	1,916.58	2,277.04	0.00	55.19
生活系	t/年	2,103.65	1,936.64	200.88	1,584.25	1,495.90	0.00	49.34
委託	t/年	1,844.15	1,696.97	0.00	1,379.53	1,268.93	0.00	0.00
自己搬入	t/年	259.50	239.67	200.88	204.72	226.97	0.00	49.34
事業系	t/年	1,124.79	501.33	575.30	332.33	781.14	0.00	5.85
許可	t/年	858.37	289.53	404.57	180.58	548.59	0.00	4.90
自己搬入	t/年	266.42	211.80	170.73	151.75	232.55	0.00	0.95
日最大搬入量	t/日	95.63	78.46	23.74	81.25	61.92	0.00	12.16

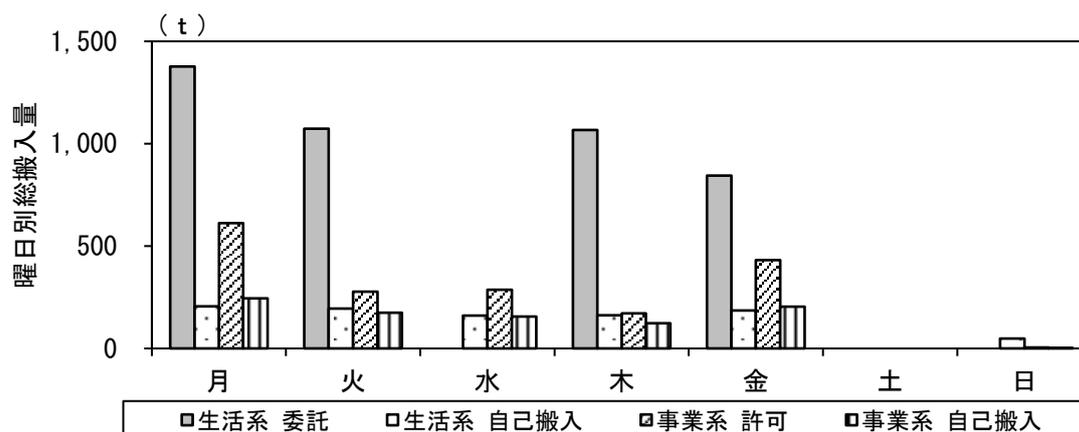


図3-9 令和6年度・曜日別可燃ごみ搬入量（八幡平市・岩手町）

### 3. 搬入台数・搬入量（葛巻町）

#### (1) 月別搬入台数（葛巻町）

葛巻町の令和6年度の月別の搬入台数を表3-11、図3-10に、日別の搬入台数を図3-11に示します。日最大は16台/日であり、事業系の自己搬入、生活系の委託が多い状況にあります。受入供給設備などの検討においては、事業系の自己搬入が多いことに留意する必要があります。

表3-11 令和6年度・月別可燃ごみ搬入台数（葛巻町）

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月搬入台数※	台/月	175	167	149	168	138	142	138	133	137	120	118	159
生活系	台/月	72	66	63	70	54	62	59	61	58	58	54	69
委託	台/月	48	51	44	51	41	47	48	48	47	44	44	47
自己搬入	台/月	24	15	19	19	13	15	11	13	11	14	10	22
事業系	台/月	103	101	86	98	84	80	79	72	79	62	64	90
許可	台/月	28	27	24	29	26	26	27	25	26	25	22	25
自己搬入	台/月	75	74	62	69	58	54	52	47	53	37	42	65
生ごみ	台/月	94	102	96	95	82	91	102	99	91	84	90	87
日最大台数※	台/日	15	11	12	12	16	11	10	10	9	11	10	15

※生ごみを除く

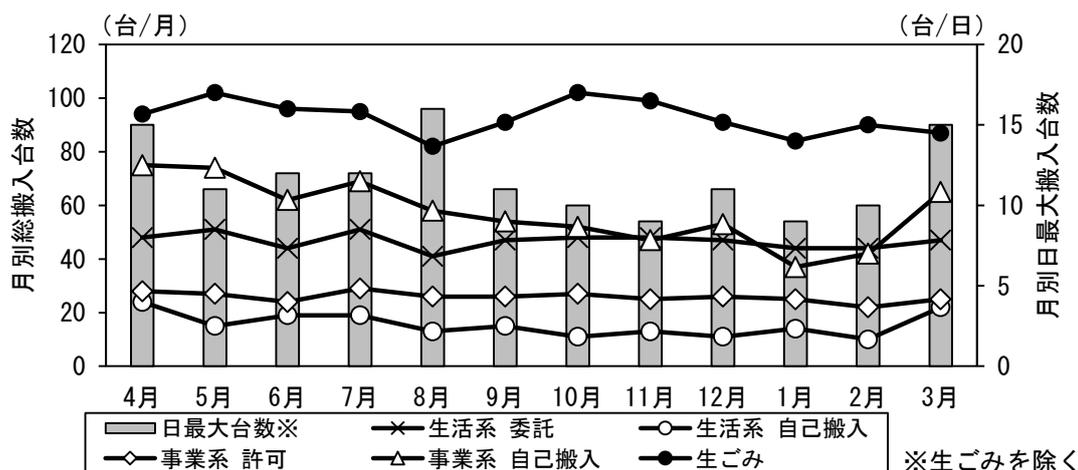


図3-10 令和6年度・月別可燃ごみ搬入台数（葛巻町）

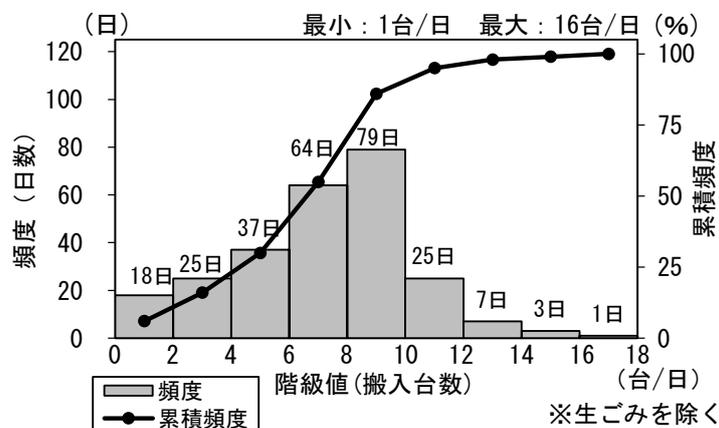


図3-11 令和6年度・日別可燃ごみ搬入台数の度数分布図（葛巻町）

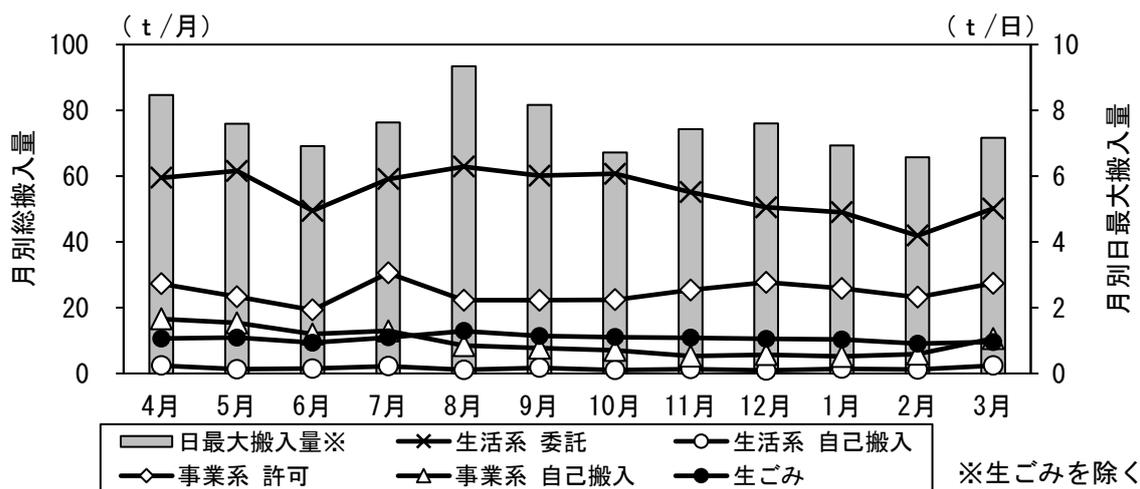
(2) 月別搬入量 (葛巻町)

葛巻町の令和6年度の月別の搬入量を表3-12、図3-12に、日別の搬入量を図3-13に示します。日最大は9.34 t/日であり、生活系の委託が約半数を占める状況にあります。施設規模や受入供給設備、貯留設備などの検討においては、月の変動に留意する必要があります。

表3-12 令和6年度・月別可燃ごみ搬入量 (葛巻町)

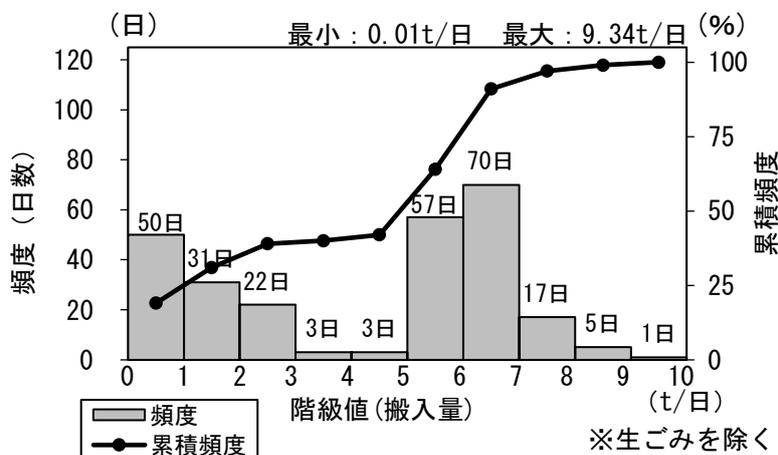
	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月搬入量※	t/月	105.91	101.68	82.31	104.92	94.86	91.95	91.31	87.23	85.01	81.62	72.28	90.74
生活系	t/月	61.99	62.91	50.98	61.38	64.06	61.94	61.81	56.54	51.50	50.53	43.19	52.63
委託	t/月	59.53	61.59	49.48	59.14	62.93	60.15	60.72	55.16	50.55	49.04	41.96	50.17
自己搬入	t/月	2.46	1.32	1.50	2.24	1.13	1.79	1.09	1.38	0.95	1.49	1.23	2.46
事業系	t/月	43.92	38.77	31.33	43.54	30.80	30.01	29.50	30.69	33.51	31.09	29.09	38.11
許可	t/月	27.31	23.35	19.33	30.58	22.29	22.27	22.46	25.38	27.75	25.87	23.20	27.46
自己搬入	t/月	16.61	15.42	12.00	12.96	8.51	7.74	7.04	5.31	5.76	5.22	5.89	10.65
生ごみ	t/月	10.64	10.94	9.38	10.97	12.91	11.41	11.10	10.89	10.54	10.35	9.10	9.58
日最大搬入量※	t/日	8.47	7.59	6.91	7.63	9.34	8.17	6.72	7.43	7.60	6.93	6.57	7.17

※生ごみを除く



※生ごみを除く

図3-12 令和6年度・月別可燃ごみ搬入量 (葛巻町)



※生ごみを除く

図3-13 令和6年度・日別可燃ごみ搬入量の度数分布図 (葛巻町)

(3) 週別搬入台数・搬入量（葛巻町）

葛巻町の令和6年度の週別（1週間分）の搬入台数・搬入量を表3-13に示します。週間の搬入量の最大は26.07t/週であり、平均でみると約20t/週です。

葛巻町は、1日の搬入量が5～7t/日の日が多く、毎日の搬出は非効率になると考えられます。搬出車両を10t車と想定すると、1週間で2～3回の搬出となることが想定されます。貯留能力や搬出頻度、搬出車両の仕様（積載量）などの検討においては、週間の搬入量についても留意する必要があります。

表3-13 令和6年度・週別可燃ごみ搬入台数・搬入量（葛巻町）

日付	曜日	台数 計※1 台/週	生活系		事業系		生ごみ 計※1 t/週	生活系		事業系		生ごみ t/週	
			委託 収集※2 台/週	自己 搬入 台/週	許可 業者 台/週	自己 搬入 台/週		委託 収集※2 t/週	自己 搬入 t/週	許可 業者 t/週	自己 搬入 t/週		
04/01 - 04/07	月-日	43	11	10	6	16	19	23.56	13.70	0.68	7.36	1.82	2.57
04/08 - 04/14	月-日	39	11	6	6	16	23	25.41	13.70	1.20	6.86	3.65	2.29
04/15 - 04/21	月-日	39	11	5	6	17	23	23.86	13.70	0.32	5.15	4.69	2.59
04/22 - 04/28	月-日	35	11	1	6	17	23	24.82	13.70	0.05	6.05	5.02	2.28
04/29 - 05/05	月-日	41	11	4	6	20	21	21.73	13.40	0.35	4.32	3.66	2.53
05/06 - 05/12	月-日	37	11	3	6	17	22	21.29	13.23	0.43	4.16	3.47	2.50
05/13 - 05/19	月-日	38	11	5	7	15	23	21.36	13.23	0.34	5.13	2.66	2.61
05/20 - 05/26	月-日	37	11	4	6	16	23	22.48	13.23	0.36	5.26	3.63	2.20
05/27 - 06/02	月-日	34	11	1	6	16	23	23.10	13.23	0.05	6.37	3.45	2.36
06/03 - 06/09	月-日	33	11	4	6	12	23	19.73	12.37	0.32	5.07	1.97	2.33
06/10 - 06/16	月-日	38	11	3	6	18	23	21.19	12.37	0.21	4.76	3.85	2.03
06/17 - 06/23	月-日	34	11	5	6	12	23	20.61	12.37	0.46	5.23	2.55	2.43
06/24 - 06/30	月-日	43	11	7	6	19	23	20.76	12.37	0.51	4.27	3.61	2.24
07/01 - 07/07	月-日	35	11	3	6	15	21	22.87	12.51	0.18	7.11	3.07	2.45
07/08 - 07/14	月-日	38	11	7	6	14	23	22.57	12.51	1.33	6.58	2.15	2.23
07/15 - 07/21	月-日	39	11	5	6	17	22	22.28	12.51	0.50	5.92	3.35	2.52
07/22 - 07/28	月-日	34	11	4	6	13	20	22.08	12.51	0.23	6.17	3.17	2.34
07/29 - 08/04	月-日	32	11	1	6	14	18	23.12	13.61	0.22	6.80	2.49	2.71
08/05 - 08/11	月-日	47	11	6	7	23	18	26.07	17.68	0.45	5.02	2.92	2.89
08/12 - 08/18	月-日	17	4	3	5	5	9	8.80	5.38	0.25	2.84	0.33	1.93
08/19 - 08/25	月-日	31	11	0	6	14	23	25.94	17.68	0.00	6.06	2.20	3.86
08/26 - 09/01	月-日	33	11	3	7	12	23	26.05	17.68	0.21	6.37	1.79	2.95
09/02 - 09/08	月-日	36	11	5	6	14	23	21.44	14.18	0.69	4.91	1.66	3.13
09/09 - 09/15	月-日	32	11	1	6	14	23	20.19	14.18	0.08	4.72	1.21	2.60
09/16 - 09/22	月-日	31	11	1	6	13	22	21.28	14.18	0.12	4.83	2.15	2.81
09/23 - 09/29	月-日	34	11	8	6	9	20	22.74	14.18	0.90	5.69	1.97	2.39
09/30 - 10/06	月-日	32	11	0	6	15	23	21.32	13.81	0.00	5.42	2.09	2.64
10/07 - 10/13	月-日	35	11	3	7	14	22	20.04	13.51	0.24	4.56	1.73	2.37
10/14 - 10/20	月-日	29	11	2	5	11	22	21.30	13.51	0.19	5.40	2.20	2.64
10/21 - 10/27	月-日	30	11	3	6	10	23	19.72	13.51	0.44	4.59	1.18	2.30
10/28 - 11/03	月-日	30	11	5	6	8	23	21.34	13.29	0.41	6.70	0.94	2.39
11/04 - 11/10	月-日	32	11	2	6	13	22	19.96	12.92	0.21	5.26	1.57	2.72
11/11 - 11/17	月-日	34	11	4	6	13	23	20.35	12.92	0.60	5.62	1.21	2.35
11/18 - 11/24	月-日	26	11	0	6	9	23	19.60	12.92	0.00	5.61	1.07	2.70
11/25 - 12/01	月-日	32	11	5	6	10	23	21.21	12.92	0.38	6.80	1.11	2.36
12/02 - 12/08	月-日	32	11	4	6	11	23	19.93	12.01	0.33	6.29	1.30	2.64
12/09 - 12/15	月-日	34	11	4	6	13	23	19.59	12.01	0.35	5.66	1.57	2.38
12/16 - 12/22	月-日	30	11	1	6	12	23	19.00	12.01	0.08	5.68	1.23	2.60
12/23 - 12/29	月-日	33	11	2	6	14	19	21.21	12.01	0.19	7.60	1.41	2.40
12/30 - 01/05	月-日	8	3	0	2	3	6	5.28	2.51	0.00	2.52	0.25	1.38
01/06 - 01/12	月-日	27	11	2	6	8	18	20.39	12.26	0.24	6.55	1.34	2.70
01/13 - 01/19	月-日	30	11	3	6	10	21	20.73	12.26	0.51	6.35	1.61	2.63
01/20 - 01/26	月-日	34	11	8	6	9	23	20.70	12.26	0.67	6.56	1.21	2.11
01/27 - 02/02	月-日	29	11	1	7	10	23	19.80	12.26	0.07	6.41	1.06	2.42
02/03 - 02/09	月-日	29	11	2	6	10	23	17.31	10.49	0.22	5.62	0.98	2.13
02/10 - 02/16	月-日	30	11	4	4	11	22	17.25	10.49	0.42	4.99	1.35	2.47
02/17 - 02/23	月-日	30	11	1	6	12	23	19.39	10.49	0.19	6.13	2.58	2.07
02/24 - 03/02	月-日	29	11	3	6	9	22	18.33	10.49	0.40	6.46	0.98	2.36
03/03 - 03/09	月-日	37	11	8	6	12	23	21.74	11.89	1.14	6.21	2.50	2.18
03/10 - 03/16	月-日	31	11	3	5	12	21	19.11	11.89	0.30	5.09	1.83	2.20
03/17 - 03/23	月-日	31	11	4	6	10	18	19.77	11.89	0.37	6.52	0.99	2.10
03/24 - 03/30	月-日	45	11	6	6	22	18	22.95	11.89	0.58	5.97	4.51	2.39
03/31	月	15	3	1	2	9	3	7.17	2.61	0.07	3.67	0.82	0.41
合計		1,744	560	186	310	688	1,113	1,089.82	660.42	19.04	297.25	113.11	127.81
最大値		47	11	10	7	23	23	26.07	17.68	1.33	7.60	5.02	3.86

※1：生ごみを除く  
※2：月別集計より按分

(4) 曜日別搬入台数 (葛巻町)

葛巻町の令和6年度の曜日別の搬入台数を表3-14、図3-14に示します。

曜日別の傾向としては月曜日・金曜日に搬入台数が多い傾向にあります。生活系の委託では月・水・金が多く、一方、火・木が少ない傾向にあります。地区毎の収集日の兼ね合いによるものです。生活系の自己搬入は月曜日が多い傾向にあります。事業系については、許可・自己搬入ともに月・金が多い傾向にあります。

さらなる平準化を図るには、生活系の委託における収集日の見直しと、事業者への月・金以外への搬入指導が必要な状況です。

表3-14 令和6年度・曜日別搬入台数 (葛巻町)

	単位	月	火	水	木	金	土	日
年間日数	日	53	52	52	52	52	52	52
曜日別搬入台数※	台/年	483	303	352	113	465	28	0
生活系	台/年	215	86	167	33	228	17	0
委託	台/年	159	51	150	0	200	0	0
自己搬入	台/年	56	35	17	33	28	17	0
事業系	台/年	268	217	185	80	237	11	0
許可	台/年	108	96	50	5	50	1	0
自己搬入	台/年	160	121	135	75	187	10	0
生ごみ	台/年	160	186	192	191	189	195	0
日最大搬入台数※	台/日	15	11	10	8	16	4	0

※生ごみを除く

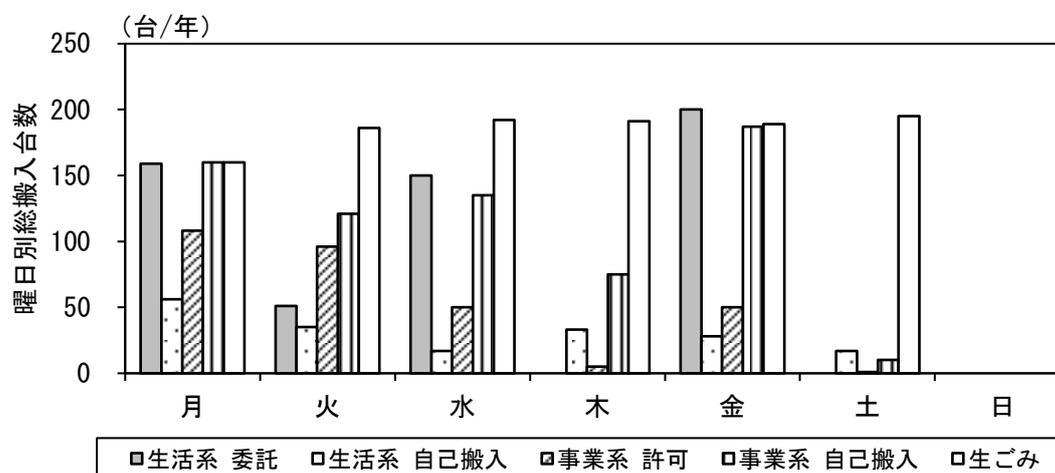


図3-14 令和6年度・曜日別可燃ごみ搬入台数 (葛巻町)

(5) 曜日別搬入量（葛巻町）

葛巻町の令和6年度の曜日別の搬入量を表3-15、図3-15に示します。

曜日別の搬入量は月曜日・水曜日・金曜日が多い傾向にあります。一方、木曜日が最も少なく、搬入量の差が大きい状況にあります。これは、生活系の委託が基本、月・火・金であり、かつ水曜日が多いこと、並びに事業系の許可が月・金に多いためです。

さらなる平準化を図るには、事業系の許可への指導、並びに生活系の委託の収集日の見直しが必要です。

表3-15 令和6年度・曜日別可燃ごみ搬入量（葛巻町）

	単位	月	火	水	木	金	土	日
年間日数	日	53	52	52	52	52	52	52
曜日別搬入量 <sup>※</sup>	t/年	316.39	106.84	326.55	15.61	320.38	4.05	0.00
生活系	t/年	161.94	76.79	257.99	3.27	177.76	1.71	0.00
委託	t/年	155.42	73.67	256.41	0.00	174.92	0.00	0.00
自己搬入	t/年	6.52	3.12	1.58	3.27	2.84	1.71	0.00
事業系	t/年	154.45	30.05	68.56	12.34	142.62	2.34	0.00
許可	t/年	124.03	17.14	42.09	4.21	108.99	0.79	0.00
自己搬入	t/年	30.42	12.91	26.47	8.13	33.63	1.55	0.00
生ごみ	t/年	26.13	23.69	20.60	15.50	23.33	18.56	0.00
日最大搬入量 <sup>※</sup>	t/日	8.47	3.53	9.34	1.78	8.17	0.89	0.00

※生ごみを除く

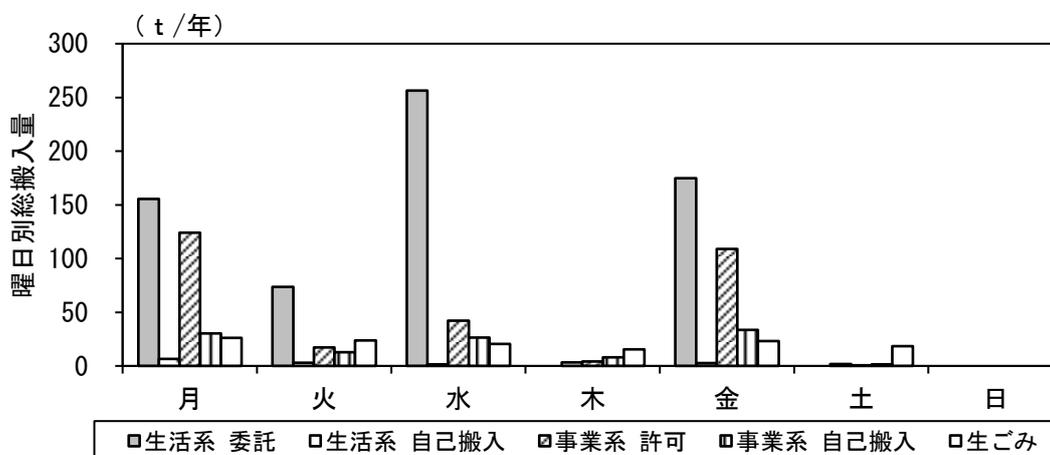


図3-15 令和6年度・曜日別可燃ごみ搬入量（葛巻町）

## 第4節 中間処理量の現状

対象地域の過去7年間のごみ処理量を表3-16から表3-18に示します。

令和6年度のごみ処理量は八幡平市清掃センターが8,423t、岩手・玉山清掃事務所が5,701t、葛巻町清掃センターが1,113tとなっています。なお、岩手・玉山清掃事務所の処理量には盛岡市玉山地域から排出された廃棄物も含まれており、葛巻町のごみは葛巻町リサイクルセンターで処理しています。

表3-16 ごみ処理量（八幡平市清掃センター）

項目	単位	実績値						
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
焼却処理	t/年	8,885	9,072	8,811	8,771	8,745	8,347	8,423
可燃ごみ	t/年	8,735	8,881	8,585	8,508	8,557	8,146	8,209
粗大ごみ処理施設 可燃残さ	t/年	134	159	200	232	152	155	157
リサイクル施設 可燃残さ	t/年	16	32	26	31	36	46	57
その他中間処理	t/年	1,062	1,088	1,175	1,155	1,036	978	983
粗大ごみ処理施設処理量	t/年	661	681	796	773	683	662	643
リサイクル施設処理量	t/年	401	407	379	382	353	316	340
最終処分	t/年	1,469	1,478	1,529	1,505	1,433	1,313	1,304
焼却残さ	t/年	1,084	1,096	1,114	1,118	1,086	988	990
不燃残さ	t/年	385	382	415	387	347	325	314

表3-17 ごみ処理量（岩手・玉山清掃事務所）

項目	単位	実績値						
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
焼却処理	t/年	6,016	6,221	6,456	6,303	6,191	6,041	5,701
可燃ごみ	t/年	5,909	6,121	6,349	6,208	6,095	5,963	5,617
粗大ごみ処理施設 可燃残さ	t/年	71	61	66	56	57	48	56
リサイクル施設 可燃残さ	t/年	36	39	41	39	39	30	28
その他中間処理	t/年	1,198	1,132	1,159	1,183	1,126	1,061	1,014
粗大ごみ処理施設処理量	t/年	373	373	409	382	364	344	322
リサイクル施設処理量	t/年	825	759	750	801	762	717	692
最終処分	t/年	877	884	938	1,016	983	1,013	969
焼却残さ	t/年	552	546	549	680	627	670	656
飛灰固化物	t/年	148	153	160	142	166	159	156
粗大ごみ処理施設 不燃残さ	t/年	177	185	229	194	190	184	157
リサイクル施設 残さ	t/年	37	41	46	42	47	32	33

表3-18 ごみ処理量（葛巻町清掃センター）

項目	単位	実績値						
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
焼却処理	t/年	1,067	1,087	1,021	1,035	994	569	1,113
可燃ごみ	t/年	1,054	1,074	1,006	1,021	983	559	1,102
粗大ごみ処理施設 可燃残さ	t/年	13	13	15	14	11	10	11
その他中間処理	t/年	0	0	0	0	0	0	0
粗大ごみ処理施設処理量	t/年	0	0	0	0	0	0	0
最終処分	t/年	400	446	451	463	455	351	375
焼却残さ	t/年	277	296	291	290	300	217	237
不燃残さ	t/年	123	150	160	173	155	134	138

## 第4章 建設予定地に係る基本条件の整理

### 第1節 立地条件

#### 1. 八幡平市・岩手町

##### (1) 位置及び面積

八幡平市・岩手町の中継施設の建設予定地は、広域化基本構想における中継施設設置に係る検討、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会、本組合及び構成8市町におけるこれまでの検討経緯を踏まえ、表 4-1 に示す八幡平市清掃センターの南西部に位置する八幡平市の所有地とします。敷地面積は約 0.4ha です。

表 4-1 建設予定地（八幡平・岩手町）

建設予定地	概要
 <p>©NTT InfraNet, Maxar Products, ©Maxar Technologies.</p>	<p>建設予定地は現有の八幡平市清掃センターの南西部の用地とする。</p> <p>敷地面積は概ね 0.4ha</p>

##### (2) 地形・地質

建設予定地内の地形は表 4-2 に示すとおり概ね平地であり、前面道路とも概ね同程度の高さにあります。地質の状況については、八幡平市清掃センターのボーリング調査結果において、基礎地盤となる岩盤は概ね 25m程度で確認されています。

表 4-2 地形の状況（八幡平・岩手町）

地形の状況	概 要
	<p>建設予定地内は概ね平地である。</p>
	<p>前面道路の高さと大きな差異はない。</p>

(3) 周辺土地利用状況

建設予定地の北側は林地であり、前面道路を挟んだ南側は耕作地として利用されています。北東側は現有のごみ処理施設である八幡平市清掃センターが立地しています。

(4) ユーティリティ条件

八幡平市清掃センターにおいて、電気は前面道路から高圧電力を引き込んでいます。用水は上水管（口径 75 mm）を利用しています。本計画施設である中継施設においてもこれらのユーティリティが利用可能と考えられます。

## 2. 葛巻町

### (1) 位置及び面積

葛巻町の中継施設の建設予定地は、引き続き検討を継続することとされましたが、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会、本組合及び構成8市町におけるこれまでの検討経緯を踏まえ、本基本構想では、表 4-3 に示す葛巻町が所有する葛巻町清掃センターの用地を活用する方針とします。

表 4-3 建設予定地（葛巻町）

建設予定地	概要
	<p>建設予定地は葛巻町清掃センターの用地を活用する方針とする。</p> <p>敷地面積は概ね 0.3ha</p>

### (2) 地形・地質

建設予定地の地形は表 4-4 に示すとおり山間部の谷地に位置し、東側は谷地となっています。現有のごみ焼却処理施設である葛巻町清掃センターが立地していることからある程度の平地が確保されているものの、前面の道路に沿って南北に細長い地形となっています。そのため、場所によっては、前面の道路と高低差が生じています。

地質については、葛巻町清掃センターの基礎設計では、杭基礎は採用せず、直接基礎である布基礎及び独立基礎（深さGL-1.2~5.2m程度）を採用し設計されています。このことから、基礎地盤は比較的浅い位置であると推察されます。

表 4-4 地形の状況（葛巻町）

地形の状況	概 要
	<p>現有の葛巻町清掃センターが立地していることから一定の平地は確保されている。</p>
	<p>場所によっては前面道路と高低差がある。</p>

(3) 周辺土地利用状況

建設予定地の周囲は山林です。南側は公団上において畑となっていますが、現在、耕作地としては利用されていない状況にあります。建設予定地内は現有のごみ処理施設である葛巻町清掃センターが立地しています。

(4) ユーティリティ条件

葛巻町清掃センターにおいて、電気は前面道路から高压電力を引き込んでいます。用水は上水管（口径 25 mm）を利用しています。本計画施設である中継施設においてもこれらのユーティリティが利用可能と考えられます。

## 第2節 法規制条件

### 1. 八幡平市・岩手町

八幡平市・岩手町の建設予定地に係る法規制条件を表 4-5 に示します。建設予定地は現有の八幡平市清掃センターの敷地として手続きが行われているため、当該敷地の一部を利用することについて監督官庁との協議が必要になります。

表 4-5 法規制条件（八幡平市・岩手町）

項目	内容
都市計画決定の指定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域外</li> <li>・開発許可不要</li> <li>・建ぺい率 70%、容積率 400%</li> <li>・日影規制なし</li> <li>・防火地域の指定なし</li> <li>・高度地区の指定なし</li> </ul>
施設整備に係る関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法の設置届の提出が必要</li> <li>・上記の設置届出の手続きに伴い、必要に応じて生活環境影響調査の実施が必要</li> <li>・土壤汚染対策法に基づく調査、手続きが必要</li> </ul>
開発、景観、建築及び緑化等の条例又はガイドライン等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認の手続きにおいて、建設予定地は現有の八幡平市清掃センターの敷地として申請されているため、監督官庁との協議が必要</li> </ul>

### 2. 葛巻町

葛巻町の建設予定地に係る法規制条件を表 4-6 に示します。現有施設である葛巻町清掃センターの立地部の土地を利用する場合、葛巻町清掃センターを解体・撤去する必要があることから、土壤汚染対策法やダイオキシン類、アスベストに関する法律に係る手続きが必要になります。

表 4-6 法規制条件（葛巻町）

項目	内容
都市計画決定の指定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域外</li> <li>・開発許可不要</li> <li>・日影規制なし</li> <li>・防火地域の指定なし</li> <li>・高度地区の指定なし</li> </ul>
施設整備に係る関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理法の設置届の提出が必要</li> <li>・上記の設置届出の手続きに伴い、必要に応じて生活環境影響調査の実施が必要</li> <li>・土壤汚染対策法に基づく調査、手続きが必要</li> </ul>
開発、景観、建築及び緑化等の条例又はガイドライン等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葛巻町清掃センターの立地部の土地を利用する場合は葛巻町清掃センターの解体に伴う手続きが必要</li> </ul>

### 第3節 車両の搬入条件

#### 1. 八幡平市・岩手町

八幡平市・岩手町の車両の搬入条件を表 4-7 に示します。

表 4-7 車両の搬入条件（八幡平市・岩手町）

項目	内容
搬入出ルート	・ 現有の八幡平市清掃センターと同様に前面道路からの搬入出とします。
搬入出時間帯	・ 搬入の時間帯については、原則、現有の八幡平市清掃センターにあわせることとします。 搬入時間： 月～金曜日 午前8時30分から午後4時30分 ・ 搬出の時間帯については、新ごみ焼却施設の搬入時間に間に合う時間とします。
搬入車両の種類	・ 原則、現有の八幡平市清掃センターの搬入車両を条件とします。具体的には下記のとおりとします。 収集車両：パッカー車、平ボディ車 持込み：普通乗用車、平ボディ車

#### 2. 葛巻町

葛巻町の車両の搬入条件を表 4-8 に示します。

表 4-8 車両の搬入条件（葛巻町）

項目	内容
搬入出ルート	・ 現有の葛巻町清掃センターと同様に前面道路からの搬入出とします。
搬入出時間帯	・ 搬入の時間帯については、原則、現有の葛巻町清掃センターにあわせることとします。 搬入時間： 月～金曜日 午前9時から午後4時 土曜日 午前9時から午後3時 ・ 搬出の時間帯については、新ごみ焼却施設の搬入時間に間に合う時間とします。
搬入車両の種類	・ 原則、現有の葛巻町清掃センターの搬入車両を条件とします。具体的には下記のとおりとします。 収集車両：パッカー車、平ボディ車 持込み：普通乗用車、平ボディ車

## 第5章 ごみ処理体系及び施設規模の算定

### 第1節 対象ごみの設定

本施設で処理の対象とするごみは一般廃棄物のうち、家庭から発生する可燃ごみ（家庭系の委託収集及び自己搬入）と、事業所から発生する可燃ごみ（事業系の許可業者収集及び自己搬入）とします。

なお、八幡平市では、「衣類」「バッグ・カバン」「靴類」を市役所などで拠点回収を行っていますが、岩手町では可燃ごみの収集対象としています。

表 5-1 対象ごみ

市町	ごみの区分	内容	排出方法	対象
八幡平市	可燃ごみ	台所のごみ 紙くず類 木くず類 プラスチック類 その他燃やすごみ ※枯れ枝は 50 cm以下の長さに切って施設に持ち込む  注) 今後、資源プラスチックとして分別収集を実施予定	指定ごみ袋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系から発生するごみ</li> <li>・事業所から発生するごみ</li> </ul>
岩手町	可燃ごみ	生ごみ類(貝・卵殻含む) 紙くず、布類、紙おむつ 草・葉・木くず(植木の剪定枝含む)(乾燥させて直径5cm以内・長さ50cm以内) 皮革ゴム類(カバン, 靴など) その他燃えるごみ ※長さ 50 cmを超えるものは粗大ごみ	指定ごみ袋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭から発生するごみ</li> <li>・事業所から発生するごみ</li> </ul>
葛巻町	可燃ごみ	生ごみ 紙、アルミ箔など 紙おむつ ゴム・布・皮革など(衣類、長靴、ランドセル、ゴムホース(1m未満で紐で結ぶ)など) プラスチック製品 汚れが落としにくいプラスチック製容器包装 汚れが落としにくい容器包装  注) 今後、資源プラスチックとして分別収集を実施予定	透明、半透明の袋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭から発生するごみ</li> <li>・事業所から発生するごみ</li> </ul>

## 第2節 人口及びごみ排出量の推計値

### 1. ごみ処理量の実績値と推計値の比較

人口及びごみ排出量の推計値は、令和7年6月に策定した「ごみ処理施設整備基本計画」に示した推計値（令和7年10月に見直しを実施）を基本とします。ここでは、令和6年度までの実績値と将来の推計値を比較し、今後の中継施設の建設に向けての留意事項をまとめます。

#### (1) 八幡平市

平成30年度から令和6年度の可燃ごみの減少率は年平均で-1.2%を示しています。一方、推計においては令和6年度から令和14年度で年平均-4.0%の減量が必要です。

令和6年度までの減量が進んでいないことから、推計に示された数値目標を達成するには、現状の減量状況を鑑み、さらなる減量化、資源化の推進が必要になります。

表 5-2 可燃ごみ量の実績と推計（八幡平市）

	年度	実績値							推計値（ごみ処理施設整備基本計画）							
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
人口(実績)	人	26,002	25,371	24,906	24,414	24,114	23,611	23,182								
人口(推計)	人								23,000	22,812	22,624	22,437	22,249	22,061	21,873	21,685
可燃ごみ(実績)	t/年	8,631	8,735	8,403	8,349	8,391	8,047	8,008								
可燃ごみ(推計)	t/年								6,931	6,710	6,502	6,277	6,056	5,845	5,798	5,455

八幡平市	実績 H30年度⇒R6年度	推計 R6年度⇒R14年度
人口の 年平均減少率	年平均 -1.8 %	年平均 -0.8 %
可燃ごみの 年平均減少率	年平均 -1.2 %	年平均 -4.0 %

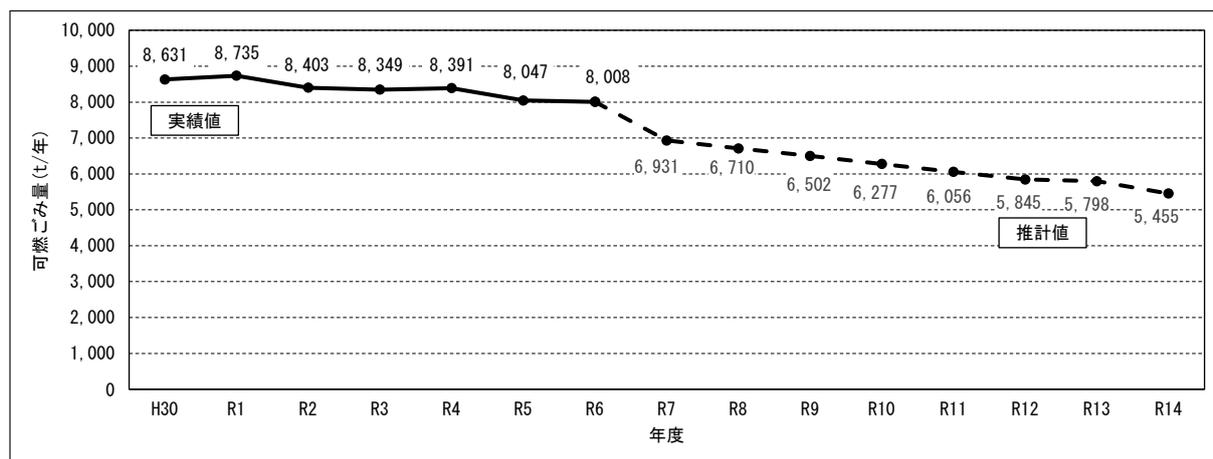


図 5-1 可燃ごみ量の実績と推計（八幡平市）

(2) 岩手町

平成 30 年度から令和 6 年度の可燃ごみの減少率は年平均で-2.9%を示しています。一方、推計においては令和 6 年度から令和 14 年度で年平均-3.3%の減量が必要です。

推計に示された数値目標を達成するには、概ね現状の減量ペースを維持することで達成が可能と見られます。

表 5-3 可燃ごみ量の実績と推計 (岩手町)

年度	実績値								推計値 (ごみ処理施設整備基本計画)							
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
人口(実績)	人	13,540	13,219	12,899	12,539	12,268	11,942	11,653								
人口(推計)	人							11,240	10,952	10,662	10,376	10,104	9,841	9,572	9,308	
可燃ごみ(実績)	t/年	3,279	3,282	3,144	3,101	3,038	2,888	2,710								
可燃ごみ(推計)	t/年							2,602	2,501	2,399	2,304	2,212	2,125	2,053	1,985	

岩手町	実績 H30年度⇒R6年度	推計 R6年度⇒R14年度
人口の 年平均減少率	年平均 -2.3 %	年平均 -2.5 %
可燃ごみの 年平均減少率	年平均 -2.9 %	年平均 -3.3 %

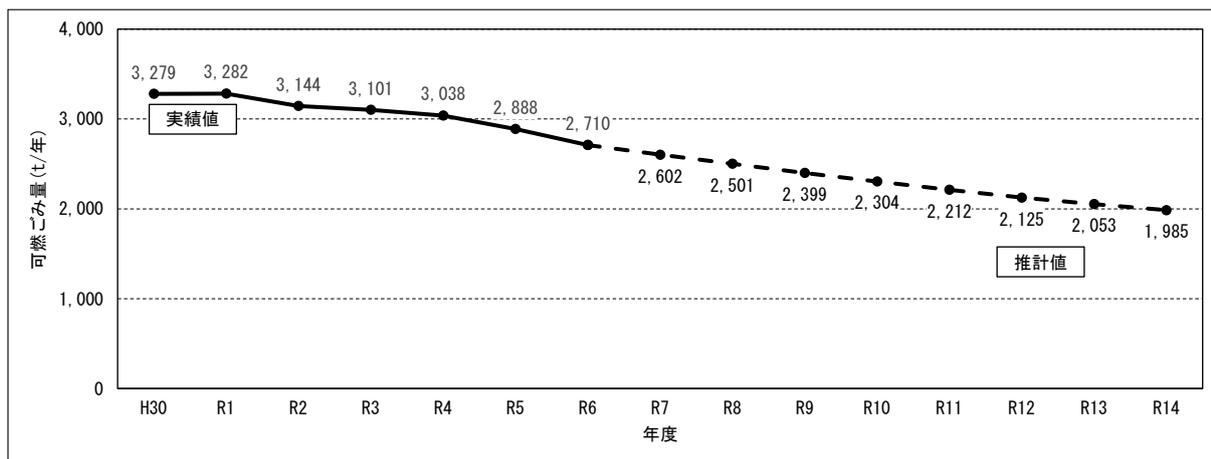


図 5-2 可燃ごみ量の実績と推計 (岩手町)

(3) 八幡平市と岩手町の合計

八幡平市と岩手町の合計値を表 5-4 及び図 5-3 に示します。

可燃ごみ量に占める八幡平市の割合が大きいため、八幡平市で述べたように推計に示された数値目標を達成するには、現状の減量状況を鑑み、さらなる減量化、資源化の推進が必要になります。

表 5-4 可燃ごみ量の実績と推計（八幡平市と岩手町の合計）

	年度	実績値							推計値（ごみ処理施設整備基本計画）							
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
人口(実績)	人	39,542	38,590	37,805	36,953	36,382	35,553	34,835								
人口(推計)	人								34,240	33,764	33,286	32,813	32,353	31,902	31,445	30,993
可燃ごみ(実績)	t/年	11,910	12,017	11,547	11,450	11,429	10,935	10,718								
可燃ごみ(推計)	t/年								9,533	9,211	8,901	8,581	8,268	7,970	7,851	7,440

八幡平市+岩手町	実績 H30年度⇒R6年度	推計 R6年度⇒R14年度
人口の 年平均減少率	年平均 -2.0 %	年平均 -1.4 %
可燃ごみの 年平均減少率	年平均 -1.7 %	年平均 -3.8 %

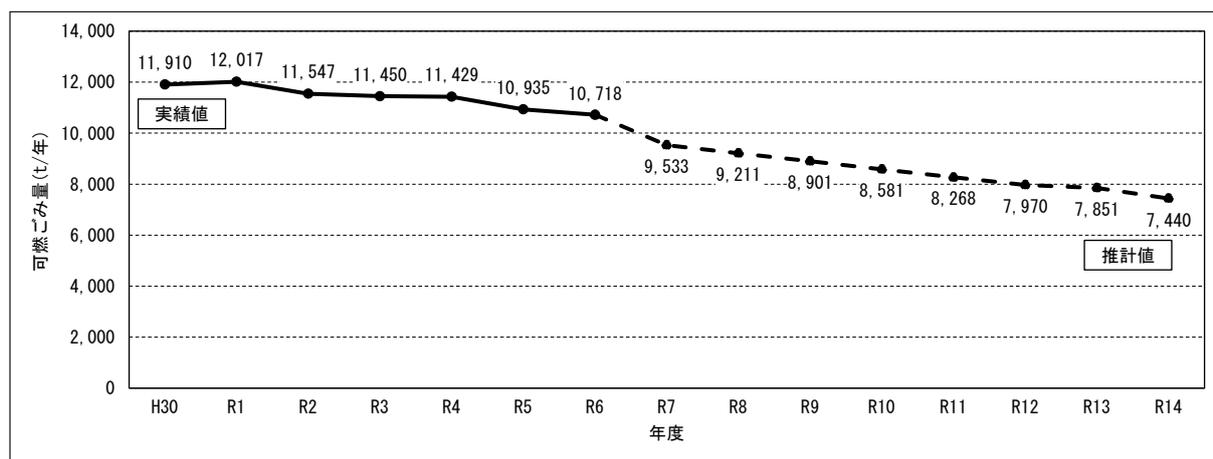


図 5-3 可燃ごみ量の実績と推計（八幡平市と岩手町の合計）

(4) 葛巻町

平成 30 年度から令和 6 年度の可燃ごみの減少率は年平均で-1.7%を示しています。一方、推計においては令和 6 年度から令和 14 年度で年平均-3.7%の減量が必要です。

令和 6 年度までの減量が進んでいないことから、推計に示された数値目標を達成するには、現状の減量状況を鑑み、さらなる減量化、資源化の推進が必要になります。

表 5-5 可燃ごみ量の実績と推計（葛巻町）

	年度	実績値							推計値（ごみ処理施設整備基本計画）							
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
人口(実績)	人	6,227	6,055	5,902	5,762	5,637	5,484	5,319								
人口(推計)	人								5,237	5,135	5,035	4,935	4,835	4,735	4,639	4,543
可燃ごみ(実績)	t/年	1,113	1,147	1,090	1,058	1,127	932	1,001								
可燃ごみ(推計)	t/年								879	854	827	803	777	755	734	708

葛巻町	実績 H30年度⇒R6年度	推計 R6年度⇒R14年度
人口の 年平均減少率	年平均 -2.4 %	年平均 -1.8 %
可燃ごみの 年平均減少率	年平均 -1.7 %	年平均 -3.7 %

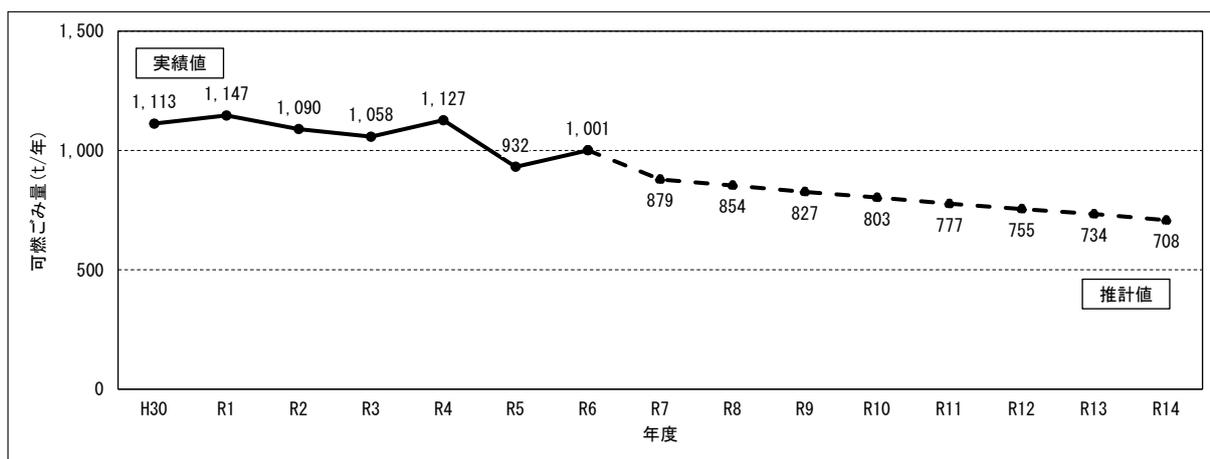


図 5-4 可燃ごみ量の実績と推計（葛巻町）

#### (5) 推計値の判断

令和6年度における八幡平市及び葛巻町の可燃ごみの排出実績については、減量が計画どおりに進捗していない状況が見られ、この傾向が継続した場合には、将来推計値が実態に対して過小となる可能性があります。

このような現状の排出実績と推計値との乖離については今後も継続的な注視が必要ですが、計画目標年次まで相当期間を有していることも踏まえ、各市町における今後の分別の徹底や減量施策の効果を最大限に見込むことで、施設規模の適正化を図るものとします。

したがって、本基本構想においては、令和7年6月に「ごみ処理施設整備基本計画」を策定したのち、新ごみ焼却施設の施設規模を357tに縮小して見直しを行った際に用いた推計値を採用することとします。

### 第3節 対象区域のごみ処理体系の設定

中継施設稼働後の対象区域のごみ処理体系を図 5-5 から図 5-7 に示します。

八幡平市と岩手町の不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについては「県央ブロック 焼却処理以外の中間処理体制に関する基本方針（案）」に基づき共同処理を想定します。

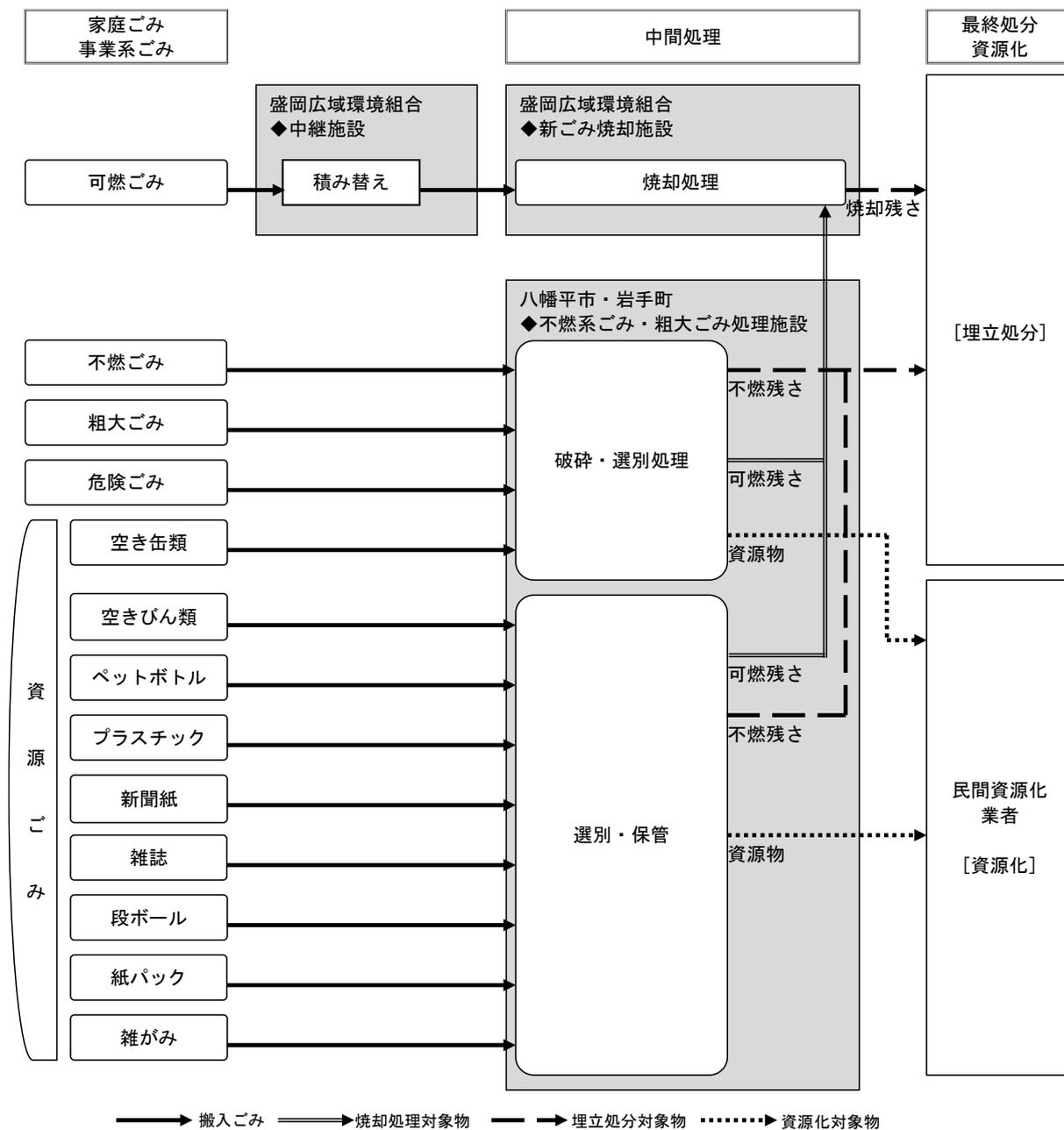


図 5-5 中継施設稼働後のごみ処理体系（八幡平市）

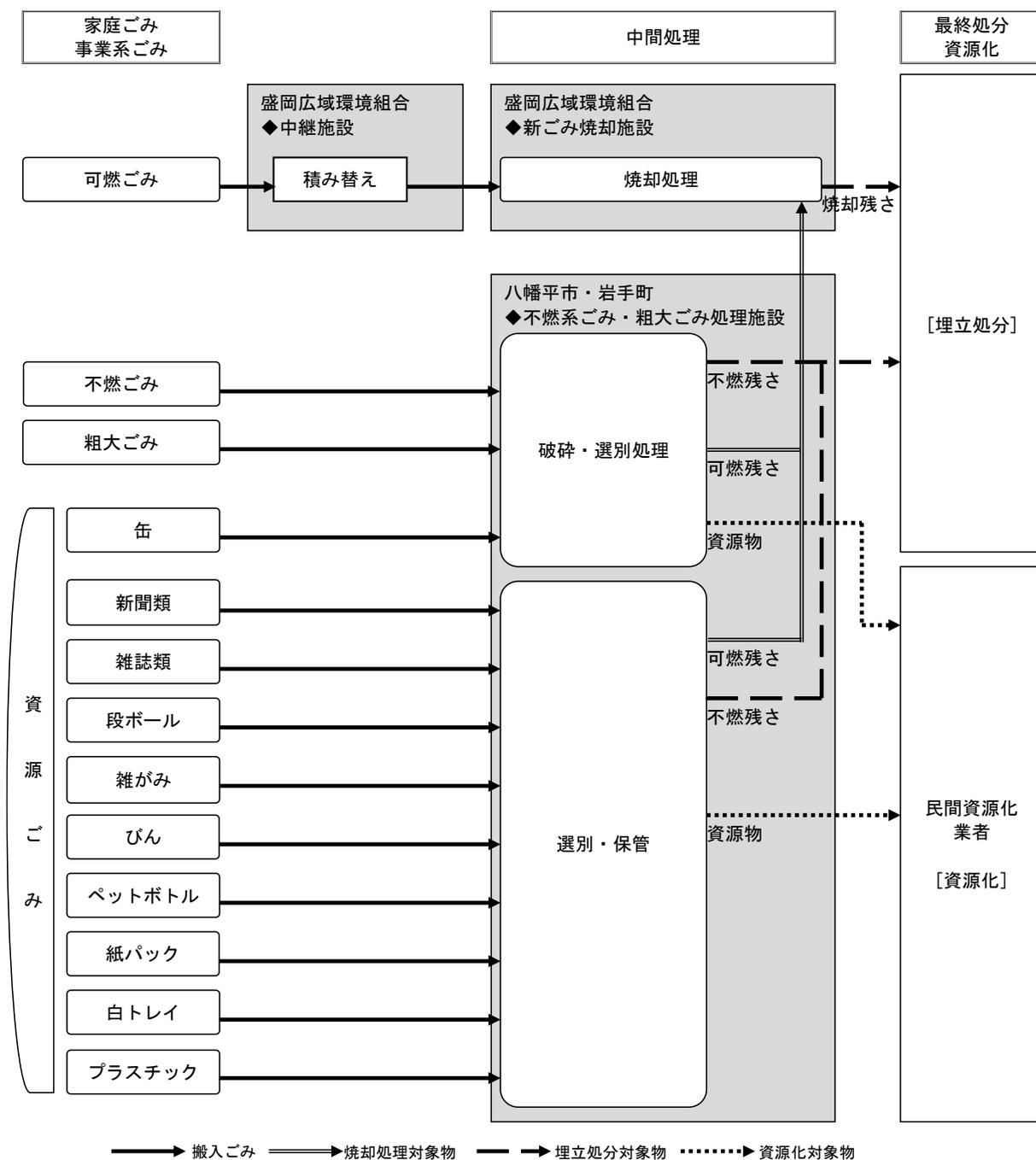


図 5-6 中継施設稼働後のごみ処理体系（岩手町）

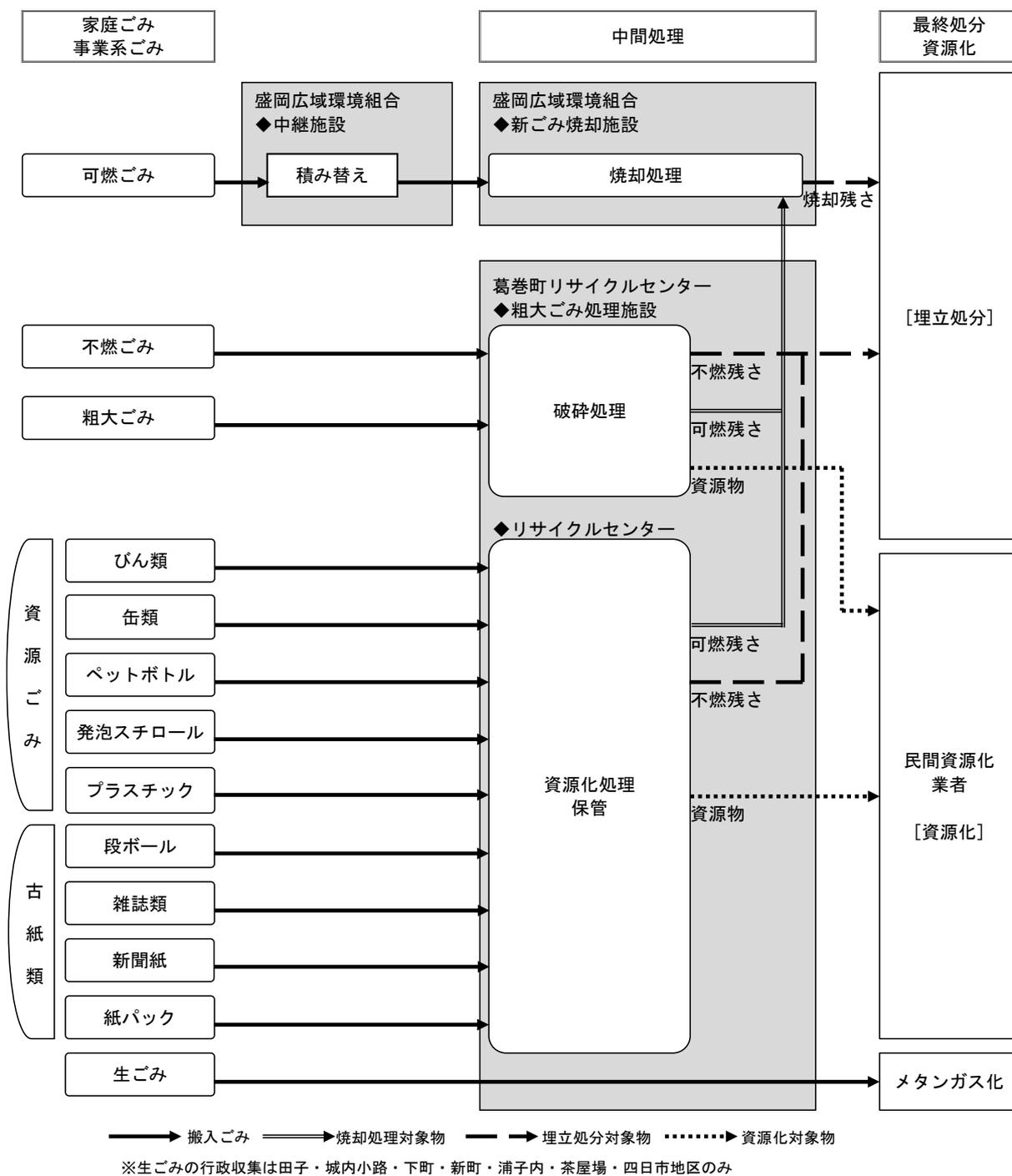


図 5-7 中継施設稼働後のごみ処理体系 (葛巻町)

## 第4節 施設規模の算定

### 1. 施設規模の算定

中継施設の施設規模は、ごみ処理施設整備基本計画と同様に、以下の算定式により算出します。

$$\text{施設規模} = \text{計画日平均処理量} \div \text{実稼働率} \times \text{月変動係数}$$

### 2. 月変動係数の見直し

ごみ処理施設整備基本計画において、月変動係数は標準の1.15を使用していますが、令和6年度の実績値と比較すると値が小さいため、施設規模が過小となる恐れがあります。そのため、実状を反映させ令和6年度の月変動係数を使用するものとします。

表 5-6 令和6年度の月別変動係数

	月別搬入量 (t)			月別変動係数		月別搬入量 (t)		月別変動係数
	八幡平市	岩手町	計			葛巻町		
4月	733.44	228.39	961.83	1.08	4月	105.91	1.17	
5月	701.45	242.81	944.26	1.06	5月	101.68	1.12	
6月	601.56	210.12	811.68	0.91	6月	82.31	0.91	
7月	683.74	247.54	931.28	1.05	7月	104.92	1.16	
8月	779.38	268.55	1047.93	1.18	8月	94.86	1.04	
9月	688.84	233.05	921.89	1.03	9月	91.95	1.01	
10月	716.24	238.73	954.97	1.07	10月	91.31	1.01	
11月	678.11	218.54	896.65	1.01	11月	87.23	0.96	
12月	633.56	220.55	854.11	0.96	12月	85.01	0.94	
1月	595.60	198.29	793.89	0.89	1月	81.62	0.90	
2月	500.27	168.07	668.34	0.75	2月	72.28	0.80	
3月	696.24	208.33	904.57	1.02	3月	90.74	1.00	
合計	8,008.43	2,682.97	10,691.40		合計	1,089.82		
月平均	667.37	223.58	890.95		月平均	90.82		
月最大変動係数				1.18	月最大変動係数		1.17	

### 3. 計画日平均処理量

計画日平均処理量は第2節の内容に基づき、ごみ処理施設整備基本計画の推計値に基づいて設定します。なお、計画日平均処理量を設定する計画年度は、新ごみ焼却施設と同じ令和14年度を想定し、今後、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 4. 実稼働率

実稼働率は、ごみ処理施設整備基本計画と同様に年間の計画停止を109日（土日・祝日・年末年始を含む）とし、年間稼働日数256日（365日-109日）、実稼働率として0.701（256日÷365日）とします。

## 5. 施設規模の算定

施設規模を以下に示します。八幡平市・岩手町において約 35 t/日、葛巻町において約 4 t/日の施設規模が必要となります。

なお、搬入道路や計量機などの受入供給設備、搬出するまで一時的に可燃ごみを保管する貯留設備などは、搬入台数・搬入量の曜日変動、季節変動、搬出車の仕様などを考慮して設定していくものとします。

① 八幡平市・岩手町

$$(7,440\text{t}/\text{年} \div 365 \text{ 日}) \div 0.701 \times 1.18 = 34.3\text{t}/\text{日} \doteq 35\text{t}/\text{日}$$

② 葛巻町

$$(708\text{t}/\text{年} \div 365 \text{ 日}) \div 0.701 \times 1.17 = 3.2\text{t}/\text{日} \doteq 4\text{t}/\text{日}$$

## 第6章 公害防止基準値の整理

### 第1節 法令による基準

---

#### 1. 排水

水質汚濁防止法では、工場及び事業場から公共用水域に排出される排水に対する規制基準が定められています。しかし、中継施設は水質汚濁防止法に規定された特定施設には該当しないため、法令による規制は適用されないことになります。

#### 2. 騒音

騒音規制法では、工場・事業場から発生する騒音から生活環境を保全し、健康の保護に資するため規制基準が定められています。

騒音規制法では、規制を行う地域を指定することで規制を行っています。指定地域は原則、都市計画の用途地域により指定されることから、都市計画の用途地域の定めがない八幡平市・岩手町及び葛巻町の建設予定地では規制は適用されないことになります。

#### 3. 振動

振動規制法では、騒音と同様に工場・事業場から発生する振動から生活環境を保全し、健康の保護に資するため規制基準が定められています。

振動規制法では、騒音規制法と同様に規制を行う地域を指定することで規制を行っています。指定地域は原則、都市計画の用途地域により指定されることから、都市計画の用途地域の定めがない八幡平市・岩手町及び葛巻町の建設予定地では規制は、振動規制法においても適用されないことになります。

#### 4. 悪臭

悪臭防止法では、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質から生活環境を保全し、健康の保護に資するため規制基準が定められています。

悪臭防止法も騒音や振動規制法と同様に地域を指定して規制が行われています。しかし、建設予定地である八幡平市、葛巻町は地域指定を行っていないため、八幡平市・岩手町及び葛巻町の建設予定地では悪臭防止法による規制は適用されないことになります。

## 第2節 現有施設の基準

### 1. 八幡平市清掃センター

建設予定地に隣接する八幡平市清掃センターの騒音・振動、悪臭に係る公害防止基準値を表 6-1 及び表 6-2 に示します。

なお、排水については工場内で排水を処理するクローズド処理システムとしていることから排水に対する基準は設けられていません。

表 6-1 騒音・振動（八幡平市清掃センター）

項目	基準値
騒音	55 dB 以下
振動	昼間：65 dB 以下 夜間：60 dB 以下

表 6-2 悪臭（八幡平市清掃センター）

項目	基準値 (ppm)	項目	基準値 (ppm)
アンモニア	1 以下	トルエン	10 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	キシレン	1 以下
硫化水素	0.02 以下	酢酸エチル	3 以下
硫化メチル	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
二硫化メチル	0.009 以下	イソブタノール	0.9 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	プロピオンアルデヒド	0.05 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下
スチレン	0.4 以下	イソブチルアルデヒド	0.02 以下
プロピオン酸	0.03 以下	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下
ノルマル酪酸	0.001 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 以下	臭気濃度(単位なし)	10 以下
イソ吉草酸	0.001 以下		

### 2. 葛巻町清掃センター

建設予定地の葛巻町清掃センターの騒音・振動、悪臭に係る公害防止基準値を表 6-3 及び表 6-4 に示します。

なお、排水については八幡平市清掃センターと同様に工場内で排水を処理するクローズド処理システムとしていることから排水に対する基準は設けられていません。

表 6-3 騒音・振動（葛巻町清掃センター）

項目	基準値
騒音	55 dB 以下
振動	65 dB 以下

表 6-4 悪臭（葛巻町清掃センター）

項目	基準値
臭気強度	2.5 以下

### 第3節 中継施設における公害防止基準値

中継施設における公害防止基準値は、原則、現有の八幡平市清掃センター及び葛巻町清掃センターと同等の基準値を設けるものとします。

#### 1. 排水

八幡平市清掃センター及び葛巻町清掃センターでは、排水を敷地外に放流しないクローズド方式を採用していることから、原則、排水に係る公害防止基準がありません。

本基本構想の中継施設においては、今後、排水の敷地外への放流の有無を検討し、放流の有無に応じて基準を設けるものとします。

なお、中継施設から生じる排水は主に表 6-5 に示す排水が考えられます。

表 6-5 主な排水の内容

項目	排水の内容
ごみ汚水	<ul style="list-style-type: none"><li>・可燃ごみに含まれる水分による排水が考えられる。</li><li>・ただし、そのほとんどは、中継車両により搬出されるため、排水量としては少ない。</li></ul>
床洗浄排水 洗車排水	<ul style="list-style-type: none"><li>・工場内の清掃に伴う洗浄排水が考えられる。</li><li>・パッカー車などの洗車による排水が考えられる。</li><li>・排水処理の方法としては油水分離後に浄化槽による処理や、貯水しバキューム車などにより新ごみ焼却施設で燃焼処理する方法などが考えられる。</li></ul>
生活排水	<ul style="list-style-type: none"><li>・中継施設の職員に係る台所やトイレなどの生活排水が考えられる。</li><li>・排水処理の方法としては浄化槽による処理が考えられる。</li></ul>

#### 2. 騒音・振動

騒音・振動は八幡平市清掃センター、葛巻町清掃センターで同様な基準値を設けています。本基本構想の中継施設においては、表 6-6 に示すとおり八幡平市清掃センター、葛巻町清掃センターと同等の基準を設けることを基本とします。なお、中継施設は原則、昼間のみ稼働のため夜間の基準は特に設けません。

表 6-6 騒音・振動の基準値

項目	基準値
騒音	55 dB 以下
振動	65 dB 以下

### 3. 悪臭

悪臭については、表 6-7 に示すとおり、悪臭防止法に準じて悪臭物質毎の基準を設けている八幡平市清掃センターと同等の基準を設けることを基本とします。

表 6-7 悪臭の基準値

項目	基準値 (ppm)	項目	基準値 (ppm)
アンモニア	1 以下	トルエン	10 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	キシレン	1 以下
硫化水素	0.02 以下	酢酸エチル	3 以下
硫化メチル	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
二硫化メチル	0.009 以下	イソブタノール	0.9 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	プロピオンアルデヒド	0.05 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下
スチレン	0.4 以下	イソブチルアルデヒド	0.02 以下
プロピオン酸	0.03 以下	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下
ノルマル酪酸	0.001 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 以下	臭気濃度(単位なし)	10 以下
イソ吉草酸	0.001 以下		

## 第7章 処理方式の整理

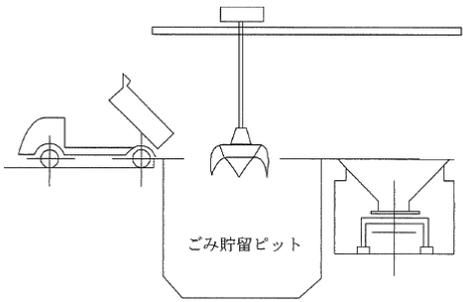
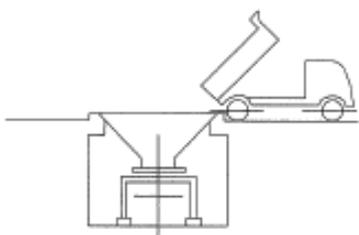
### 第1節 処理方式の検討

#### 1. 受入貯留方式

受入貯留方式には、ごみピット方式とごみホッパ方式が考えられます。ごみピット方式の場合はごみクレーン等の機器及び運転人員が必要になるため、経済性はごみホッパ方式よりも低くなります。一方、ごみホッパ方式は貯留量のごみピット方式に比較して少ないため、貯留能力ではごみピット方式に比較して劣ります。

本基本構想においては、処理規模が大きくないこと、並びに建設費の抑制を踏まえ、ごみホッパ方式を基本とします。

表 7-1 受入貯留方式の比較

項目	ごみピット方式	ごみホッパ方式
概要		
必要機器等	ピットから受入ホッパへの投入作業にごみクレーンが必要になる。	専用の機器は不要である。
人員	ごみクレーンの運転員が必要になる。	専任の作業員は不要である。
処理不適物対策	ごみピット内で処理不適物の除去は難しい。	ごみホッパへ投入した際にホッパ上で行うことが考えられる。
建設費	ごみピット（鉄筋コンクリート製）、ごみクレーンの費用が必要になる。	ごみピット方式に比べて、ごみクレーンやごみピットが不要になるため費用は抑制される。
維持管理費	クレーンの点検補修費、クレーン運転員の人件費が必要になる。	ごみピット方式に比べて、ごみクレーンの点検補修費が不要となるため費用は抑制される。
安全性	ピット構造であるため、ごみピット底部で火災が発生した場合等は、対応が難しい。	火災が発生した場合、ホッパ上での対応が必要になるが、ごみピット方式に比べれば対応はしやすい。
臭気対策	ごみピット上部から吸引することで対策可能である。	ごみホッパ上部から吸引することで対策可能である。
評価	貯留効率は良いが、クレーン、ごみピット等の設備費・維持管理費や人件費等が必要になる。一般的には大規模施設に導入されている事例が多い。火災への対応に配慮する必要がある。	貯留効率の面で劣るが、建設費、維持管理費は抑制できる。また、処理不適物や、火災の対応面ではごみピット方式に比べて対応しやすい。

## 2. 圧縮設備

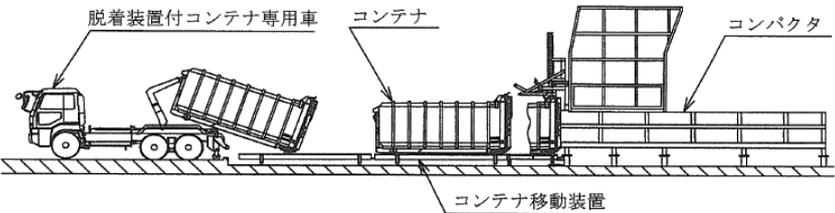
圧縮設備の方式には主に「コンパクト方式」「貯留排出機方式」「梱包機方式」「ホッパ方式」があります。

### (1) コンパクト方式

コンパクト方式は国内で採用事例が最も多い方式です。コンパクトにより可燃ごみを圧縮しながらコンテナに貯留します。そのため、圧縮効果による貯留効率の向上が期待できます。

コンパクト方式の概要を表 7-2 に示します。

表 7-2 コンパクト方式の概要

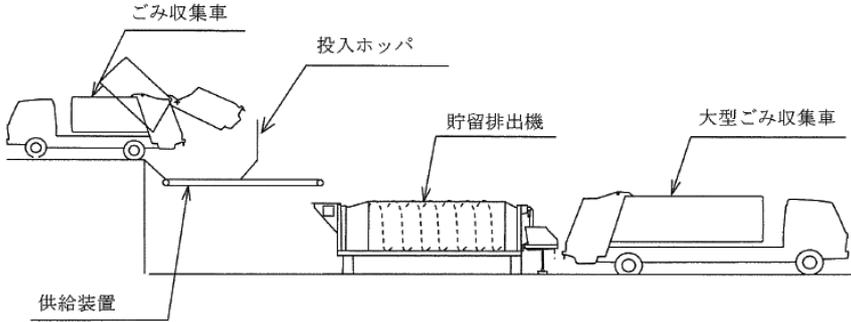
項目	内容
<p>模式図</p>	 <p>資料：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版</p>
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテナを複数確保することで、施設内で一定量の可燃ごみを貯留することが可能になる。</li> <li>・コンテナの容量は18 m<sup>3</sup>程度。コンテナ積込み後のかさ比重を0.35~0.40 t/m<sup>3</sup>とすると、コンテナ1台あたり6.3~7.2 t程度の貯留となる。</li> </ul>
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱着装置付コンテナ専用車（いわゆるアームロール車）が必要になる。</li> <li>・コンパクトやコンテナの配置スペースとともに、専用車の脱着スペースが必要になる。</li> <li>・搬送と貯留にあわせて複数のコンテナを確保する必要がある。</li> </ul>

(2) 貯留排出機方式

貯留排出機はダストドラムとも呼ばれており、マンションなどの集合住宅でも使用されている方式です。コンパクト方式に比較して圧縮は期待できないため、基本的には可燃ごみの積み替えを目的とした方式になります。

貯留排出機方式の概要を表 7-3 に示します。

表 7-3 貯留排出機方式の概要

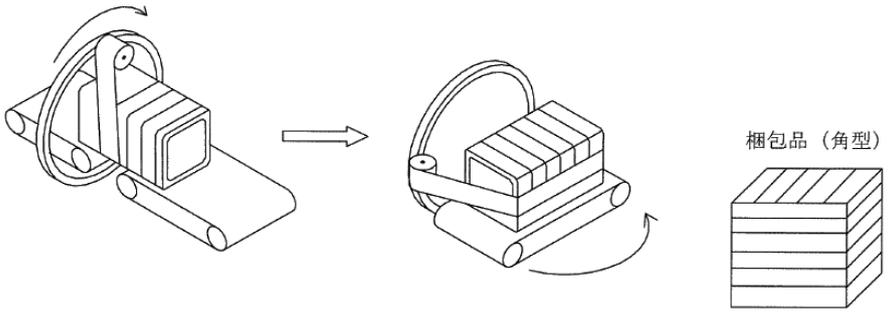
項目	内容
<p>模式図</p>	 <p>資料：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版</p>
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみを連続的かつ定量的に切出し、大型のごみ収集車（パッカー車）に積み替える方式である。</li> <li>・貯留排出機内でも貯留は可能であり、大きなものであれば 35 m<sup>3</sup>程度貯留が可能である。</li> <li>・貯留排出機内のかさ比重を 0.25 t / m<sup>3</sup>程度とすると 8.75 t 程度の貯留となる。</li> </ul>
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型のごみ収集車（10 t パッカーなど）が必要になる。</li> <li>・ごみ収集の集中度と貯留排出機の貯留能力によるが、ごみ収集が一定時間内に集中すると、コンパクト方式のコンテナのように施設内貯留が困難であるため、ごみ収集車を複数確保する必要がある。</li> </ul>

(3) 梱包機方式

梱包機方式は、可燃ごみを圧縮装置で圧縮し（固めて）、紐掛けやペーリング（フィルム状）等により梱包する方式です。梱包した可燃ごみは、フォークリフト等により平ボディ車や大型トラック（ウイングボディ車など）に積込み搬送します。

梱包機方式の概要を表 7-4 に示します。

表 7-4 梱包機方式の概要

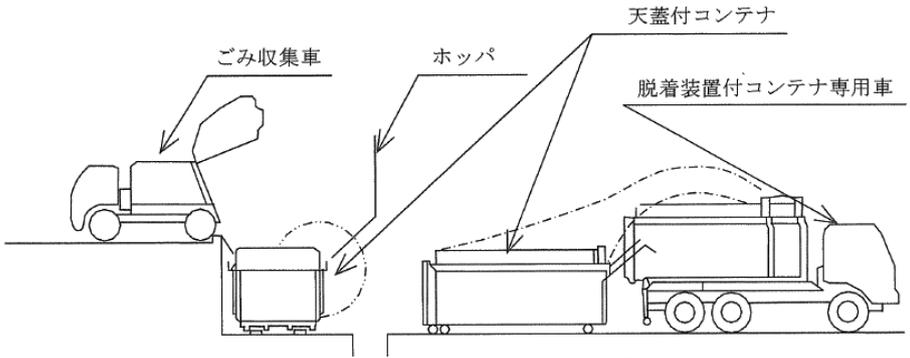
項目	内容
<p>模式図</p>	 <p>資料：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版</p>
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみを一旦、圧縮装置で圧縮し、その後、フィルム状の材料で巻いて処理する。</li> <li>・基本的な原理は、ペットボトルやプラスチックの圧縮梱包装置と同様である。</li> </ul>
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみの圧縮時に汚水が排出される恐れがあるため対応が必要である。</li> <li>・圧縮し梱包した可燃ごみを一定程度、施設内で保管する必要があり、汚水と悪臭への対応が必要になる。</li> <li>・梱包の際、圧縮した可燃ごみのバラケにより作業環境が悪くなることもある。</li> </ul>

(4) ホッパ方式

ホッパ方式は、収集した可燃ごみをホッパに投入し、ホッパ下に配置したコンテナや搬送車両に積み替える方式です。単純な積み替え方式となります。

ホッパ方式の概要を表 7-5 に示します。

表 7-5 ホッパ方式の概要

項目	内容
<p>模式図</p>	 <p>資料：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版</p>
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単純な積み替え方式であり機械装置が不要となるため、他の方式に比較すると建設費が抑制できる。</li> <li>・ホッパの下に配置するものは、大型ダンプや脱着装置付コンテナとなる。</li> </ul>
<p>留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に開放した状態で可燃ごみを貯留することになるため悪臭が拡散しやすくなる。</li> <li>・大型ダンプや脱着装置付コンテナ専用車が必要になる。</li> <li>・貯留容量を確保するには、大型ダンプや脱着装置付コンテナ専用車を複数確保しなければならないため、基本的に小規模施設向けの方式である。</li> </ul>

(5) 圧縮設備の方式選定

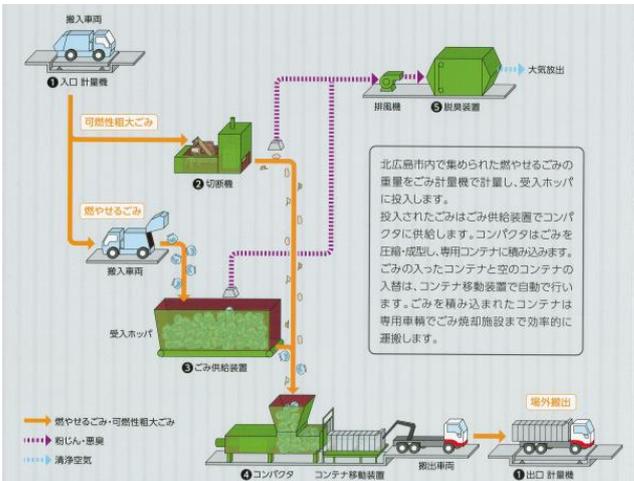
処理能力や貯留能力、汚水や悪臭の環境面の対策から、本基本構想においては「コンパクト方式」または「貯留排出機方式」を選定することとします。

## 第2節 導入事例

### 1. コンパクト方式

コンパクト方式の事例を表 7-6 に示します。コンパクトは1基ですが、コンテナを複数基配置できる構造となっています。また、敷地内にもコンテナを仮置きすることも可能です。悪臭対策は脱臭装置で対応しています。排水は特に処理装置は設けていません。

表 7-6 コンパクト方式の事例

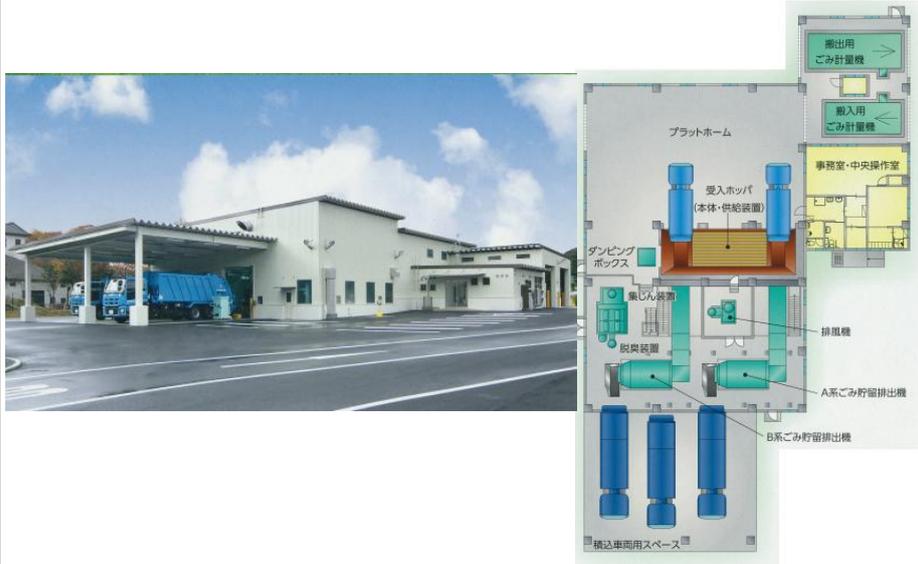
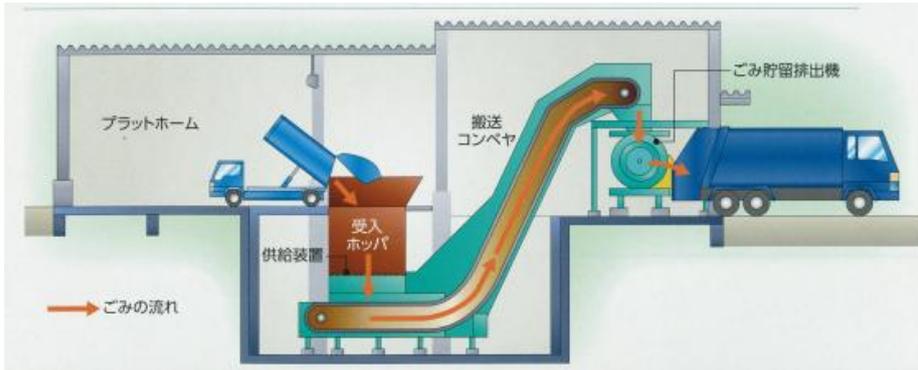
項目	内容
自治体名	北広島市
施設名	北広島市燃やせるごみ中継施設
施設規模	45 t / 日 (1 系列)
稼働開始時期	令和 6 年 4 月
外観など	 
処理フロー	 <p>北広島市内で集められた燃やせるごみの重量を計量機で計量し、受入ホッパに投入します。投入されたごみはごみ供給装置でコンパクトに供給します。コンパクトはごみを圧縮・成型し、専用コンテナに積み込みます。ごみの入ったコンテナと空のコンテナの入替は、コンテナ移動装置で自動で行います。ごみを積み込まれたコンテナは専用車輦でごみ焼却施設まで効率的に運搬します。</p>

資料：北広島市パンフレットより

## 2. 貯留排出機方式

貯留排出機方式の事例を表 7-7 に示します。貯留排出機を2系列設けています。悪臭対策は脱臭装置で対応しています。排水は特に処理装置は設けていません。

表 7-7 貯留排出機方式の事例

項目	内容
自治体名	岩手中部広域行政組合
施設名	遠野中継センター
施設規模	28 t / 日 (2 系列)
稼働開始時期	平成 27 年 12 月
外観など	 <p>The diagram shows the exterior of the '遠野中継センター' (Tōno Relay Center) on the left. On the right is a detailed cross-sectional schematic of the waste storage and discharge system. Key components labeled include: プラットホーム (Platform), 受入ホッパ (本体・供給装置) (Receiving Hopper (Body/Supply Device)), ダンピングボックス (Damping Box), 集じん装置 (Dust Collector), 脱臭装置 (Deodorization Device), 排風機 (Exhaust Fan), A系ごみ貯留排出機 (Series A Waste Storage and Discharge Machine), and B系ごみ貯留排出機 (Series B Waste Storage and Discharge Machine). Other areas shown are 搬出用ごみ計量機 (Discharge Waste Weighing Machine), 搬入用ごみ計量機 (Inlet Waste Weighing Machine), 事務室・中央操作室 (Office/Central Control Room), and 橋上車面用スペース (Space for Vehicles on Bridge Deck).</p>
処理フロー	 <p>The flow diagram illustrates the waste processing process. It starts at the プラットホーム (Platform) where a truck is positioned. Waste is loaded into the 受入ホッパ (受入ホッパ) (Receiving Hopper) via the 供給装置 (Supply Device). From there, the waste travels down a 搬送コンベヤ (Conveyor) and is then processed by the 脱臭装置 (Deodorization Device) and 集じん装置 (Dust Collector). Finally, the waste is discharged into the 貯留排出機 (Storage and Discharge Machine) and loaded onto a truck. An arrow indicates the direction of 'ごみの流れ' (Waste Flow).</p>

資料：岩手中部広域行政組合パンフレットより

# 第8章 プラント設備計画の検討

## 第1節 基本処理フロー

### 1. コンパクタ方式

コンパクタ方式の基本的な処理フローを図 8-1 に示します。なお、排水処理の方式や除じんのための集じん機能については、今後、施設の詳細を決定する施設計画の策定において決定するものとします。

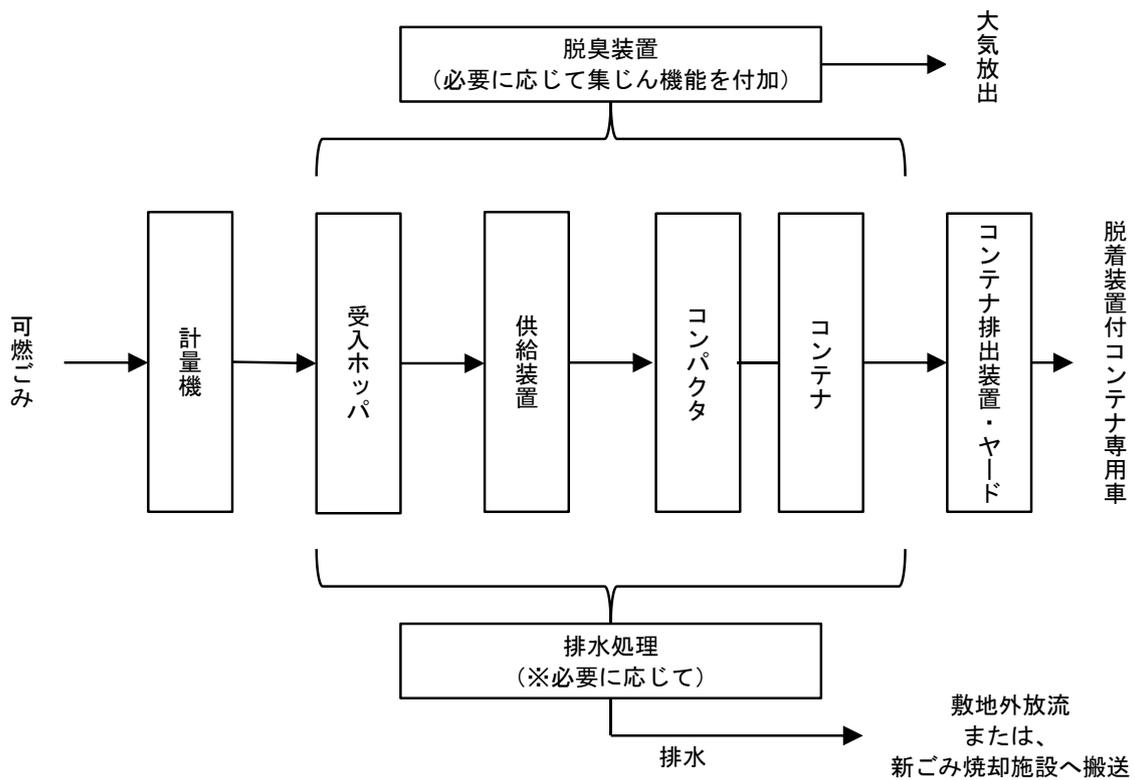


図 8-1 コンパクタ方式の基本処理フロー

## 2. 貯留排出機方式

貯留排出機方式の基本的な処理フローを図 8-2 に示します。なお、コンパクト方式と同様に、排水処理の方式や除じんのための集じん機能については、今後、施設の詳細を決定する施設計画の策定において決定するものとします。

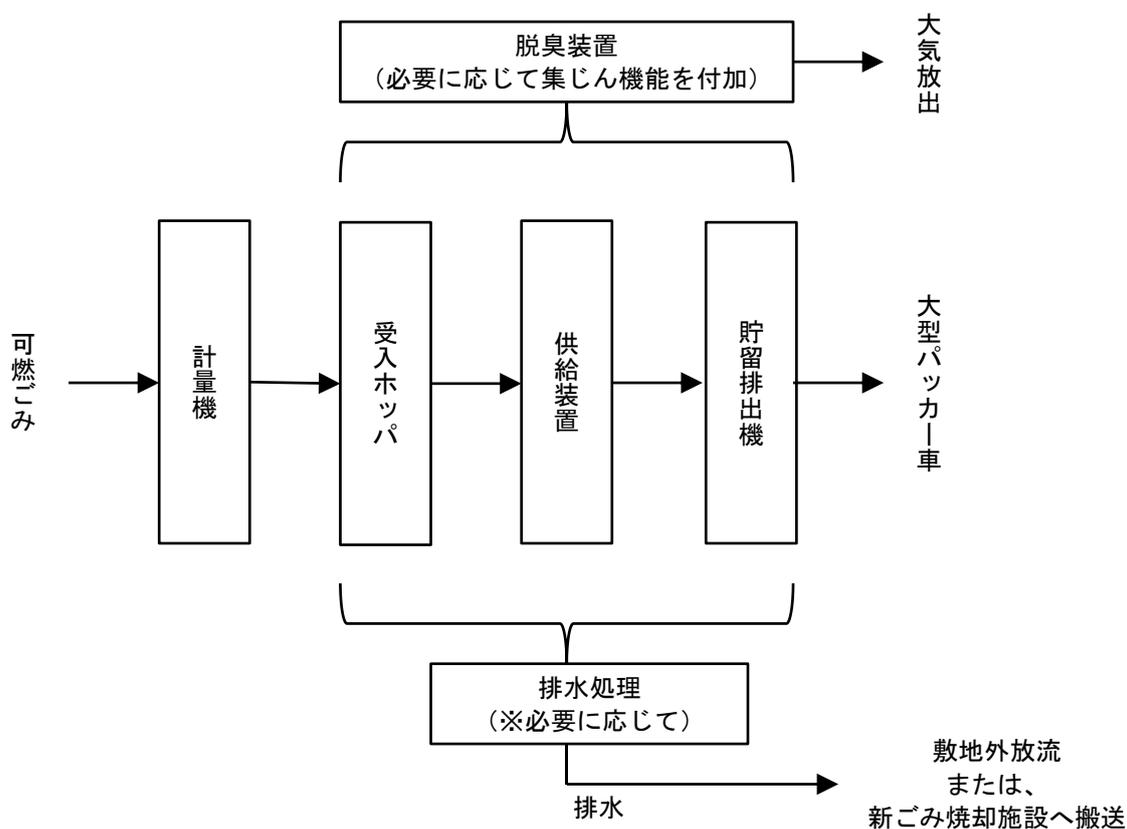


図 8-2 貯留排出機方式の基本処理フロー

## 第2節 必要設備

中継施設に必要となる設備の概要を表 8-1 に示します。

表 8-1 中継施設に必要となる設備

設備名	設備内容
計量機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入・搬出される可燃ごみの量を管理するため計量機を設ける。</li> <li>・八幡平市・岩手町は自己搬入車両が多いため2台もしくは3台とする。</li> <li>・葛巻町は1台もしくは2台とする。</li> </ul>
受入ホッパ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集車等から投入される可燃ごみを受入れ、一時貯留し、供給装置またはコンパクトなどの圧縮設備に可燃ごみを供給するために設ける。</li> <li>・一定の時間にごみ収集車両が集中すると受入れる可燃ごみ量が多くなるため、ごみ収集車の集中度に応じてホッパ容量を決定する。</li> <li>・投入時の持込み者の安全、危険物・処理困難物の選別などに配慮し、必要に応じて受入ホッパの手前にダンピングボックスを設ける。</li> </ul>
供給装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入ホッパに投入された可燃ごみを圧縮設備に供給するため供給装置を設ける。</li> <li>・供給装置の方式には主にプッシャ方式、コンベヤ方式があるが、圧縮設備の方式や施設配置によるため、施設計画策定時の検討事項とする。</li> </ul>
破碎設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本基本構想における対象ごみは可燃ごみであり、不燃ごみや粗大ごみは対象としないことから破碎設備は設けないものとする。</li> </ul>
圧縮設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧縮設備の方式は、貯留・搬送の効率化と悪臭対策の観点からコンパクト方式、または貯留排出機方式とする。</li> <li>・系列数は基本的に1系列とするが、可燃ごみの搬入量、建設コスト、施設配置などの制約によるため、施設計画策定時の検討事項とする。</li> </ul>
搬出設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧縮設備にコンパクト方式を選択した場合は、コンテナを複数保管するための設備を設ける。設備としては、コンパクトへの切替を主な目的とした「コンテナ移動設備」と、コンテナを仮置きする「コンテナ保管設備」を設けるものとする。</li> <li>・圧縮設備に貯留排出機方式を選択した場合、基本的に貯留機能は貯留排出機本体または大型パッカー車となることから搬出設備は特に設けないものとする。</li> </ul>
脱臭・集じん設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭対策として施設から生じる臭気ガスを処理するため脱臭設備を設ける。方式としては活性炭を用いた吸着法、薬液噴霧によるマスクング法、中和法とする。</li> <li>・本基本構想では不燃ごみや粗大ごみを処理する破碎設備は設けないことから、粉じんの発生要因は受入ホッパへの投入時などに限定され粉じんの影響は低いと考えられるが、作業環境を維持する観点から必要に応じて集じん設備、散水設備などを設けるものとする。</li> </ul>
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が必要とする用水を供給するため給水設備を設ける。</li> <li>・上水を使用する。</li> </ul>
排水処理設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設から発生する排水を処理するため必要に応じて排水処理設備を設ける。</li> <li>・排水は敷地外への放流、もしくは貯留しバキューム車により新ごみ焼却施設へ移送し処理する。</li> </ul>
電気・計装設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受変電設備、配電設備、動力設備、照明設備などを設ける。必要に応じて非常用電源設備を設ける。</li> <li>・計装機器、監視・操作盤などの計装設備を設ける。</li> </ul>

## 第9章 土木・建築計画の検討

### 第1節 既存焼却施設の取扱い

#### 1. 八幡平市清掃センター

八幡平市清掃センターは、新ごみ焼却施設の稼働に伴い焼却処理を停止することになります。一方、八幡平市清掃センターでは焼却処理以外に、不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別処理、並びに資源ごみの選別処理・保管を行っているため、これらの処理については継続して行われることとなります。

本計画施設（中継施設）の管理は本組合、八幡平市清掃センターの管理は八幡平市となることから管理区分を明確に分離します。一方、搬入・搬出ルートとして前面道路を共有することから繁忙期における対応については連携を図る必要があります。

また、電力・上水などのインフラ設備が一部、建設予定地内に設置されていることから、移設・分離などについて協議を行っていきます。

表 9-1 既存焼却施設の取扱い（八幡平市清掃センター）

項目	内容
搬入・搬出ルート	・建設予定地の前面道路を共有することから、繁忙期における対応について連携を図っていく。
電力・上水	・電力・上水などのインフラ設備が一部、建設予定地内に設置されていることから、移設・分離などについて八幡平市と本組合で協議を行っていく。

#### 2. 葛巻町清掃センター

本計画施設（中継施設）の建設予定地内に葛巻町清掃センターが立地していることから、葛巻町清掃センターを解体・撤去する必要があります。解体・撤去については、原則、葛巻町にて行うものとします。また、解体・撤去の範囲は、本計画施設（中継施設）の整備に支障が生じないように地下構造物などを含めて全撤去とします。

表 9-2 既存焼却施設の取扱い（葛巻町清掃センター）

項目	内容
解体・撤去	・葛巻町にて解体・撤去を行うものとする。 ・解体・撤去の範囲は、中継施設の整備に支障が生じないように地下構造物を含めて全撤去とする。 ・撤去範囲や撤去後の平場の確保などについて葛巻町と本組合で協議を行っていく。

## 第2節 既存焼却施設の解体・撤去工事

葛巻町清掃センターの解体・撤去工事は、葛巻町の所掌にて行うものとしますが、その後の本計画施設（中継施設）の整備に支障が生じないように葛巻町と本組合で十分な連携を図るものとします。また、表 9-3 に示す関係法令を遵守して行います。

表 9-3 解体・撤去工事に伴う関係法令

関係法令	内 容
土壌汚染対策法	・土壌汚染対策法は、特定有害物質による土壌汚染の状況把握と健康被害の防止を目的とした法律です。有害物質使用施設の廃止時や一定規模以上の土地形質変更時に調査が義務付けられ、汚染が判明した土地は「要措置区域」等に指定され、適切な浄化や遮断措置が求められます。
アスベスト関連	・解体工事前には「建築物石綿含有建材調査者」による事前調査が義務化されています。アスベストが判明した場合、レベル（1～3）に応じた飛散防止対策（隔離、湿潤化等）と専門資格者による除去が必要です。
ダイオキシン類関連	・焼却処理施設の解体では「労働安全衛生規則」「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を遵守することが求められます。
補助金関連	・葛巻町清掃センターは国庫補助金を活用して整備されていることから「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき財産処分が必要です。

## 第3節 土木・建築工事の概要

本計画施設における土木（外構）工事、並びに建築工事の基本事項を表 9-4 及び表 9-5 に示します。

表 9-4 土木(外構)工事・建築工事の概要（1 / 2）

項目	内 容
建屋構造	・鉄骨造を基本とする。
耐震性能	・国土強靱化を踏まえ、地震などの災害時には速やかに復旧ができ、施設の供用が可能なものとする。
二酸化炭素排出抑制	・照明や空調など省エネ、エネルギーの効率化を積極的に行う。
構内道路	・脱着装置付専用コンテナ車（アームロール車）や大型パッカー車は 10 t クラスの大型車両となるため、構内道路は十分な幅員を確保する。
洗車場	・洗車場の設置は施設計画策定時の検討事項とし、構成市町と協議により必要性の有無を判断する。

表 9-5 土木(外構)工事・建築工事の概要 (2/2)

項目	内容
管理居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地の有効活用、並びに管理事務の効率化の観点から、工場棟(処理設備)と管理棟(管理居室)は一体とする。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構内を適宜、緑化する。</li> </ul>
降雪寒冷地対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要設備は原則、屋内に設置する。</li> <li>・プラットホーム、受入ホッパにおける作業員の労働環境に配慮し、風や雪が吹き込まない位置、構造とする。</li> <li>・外壁材は金属パネルやセメント成型版等を選択する。</li> <li>・計量機は屋根、壁を設け、管理部に隣接させる。</li> <li>・盤類には凍結防止及び低温対策としてスペースヒータ等を設置する。</li> <li>・給排水設備の配管、槽類等、滞留水のある場合は、凍結防止対策を行う。</li> <li>・除雪時の堆雪場、排雪場を確保する。</li> </ul>

## 第10章 事業計画の検討

### 第1節 事業形態の整理

---

代表的な事業方式における公共と民間事業者の所掌を表 10-1 に示します。

ごみ処理施設の事業形態には、実施主体や所掌の違いにより、従来型の DB 方式（公設公営方式）のほか、運転・維持管理業務を民間事業者に長期包括委託する DB+O 方式（長期包括委託方式）や DBO 方式、民間事業者の資金や経営能力、技術的能力を積極的に活用して行う PFI 方式（BT0 方式、BOT 方式、B00 方式）があります。

#### 1. 事業方式の概要

##### （1）DB（Design Build）方式（公設公営方式（従来方式））

自治体が施設整備に要する費用を起債・交付金等を活用して調達した上で、設計・建設業務を民間事業者に一括発注し、維持管理・運営を自治体自らが実施する方式です。運営は直営又は短期間の委託が一般的で、施設は自治体の所有となります。

##### （2）DB+O（Design Build + Operate）方式（長期包括委託方式）

自治体が施設整備に要する費用を起債・交付金等を活用して調達した上で、設計・建設業務を民間事業者に一括発注し、維持管理・運営業務については別途、単年度又は 10～20 年程度の長期包括委託により民間事業者に発注する方式です。施設の所有は DB 方式と同様、自治体となります。

##### （3）DBO（Design Build Operate）方式

自治体が施設整備に要する費用を起債・交付金等を活用して調達した上で、設計・建設業務及び維持管理・運営業務を 10～20 年程度の長期包括委託により一括で民間事業者に発注する方式です。施設の所有は DB 方式と同様、自治体となります。

##### （4）民設民営方式（PFI 方式）：BT0、BOT、B00 方式

PFI 方式は PFI 法に基づく事業方式で、民間事業者が独自に資金を調達し、施設の設計・建設、維持管理・運営を行い、公共サービスの対価の支払いにより利益を含めた投資資金を回収する方式です。施設の所有形態から、BT0 方式、BOT 方式、B00 方式に分類されます。

###### ① BT0（Build Transfer Operate）方式

民間事業者が資金調達、設計・建設を行い、建設した直後に建物の所有権を自治体に移転し、その後、契約に基づき民間事業者が維持管理・運営を行う方式です。

###### ② BOT（Build Operate Transfer）方式

民間事業者が資金調達、設計・建設及び維持管理・運営を行い、契約期間終了後に建物の所有権を自治体に移転する方式です。施設の運営期間中の所有権は民間事業者となることから、固定資産税等の負担が生じます。

③ B00 (Build Own Operate) 方式

民間事業者が資金調達、設計・建設及び維持管理・運営を行い、契約期間終了後も民間事業者が施設の所有を継続し、契約の継続または別途定める契約により、施設を解体・撤去し、更地返還等する方式です。施設の運営期間中の所有権は民間事業者となることから、固定資産税等の負担が生じます。

表 10-1 各事業方式における公共と民間事業者の所掌

	公設公営	公設民営		民設民営		
	DB	DB+0	DB0	BTO	BOT	B00※
計画策定	公共	公共	公共	公共	公共	公共
資金調達	公共	公共	公共	民間	民間	民間
設計・建設業務の 受注元	公共	公共	公共	民間	民間	民間
運営主体	公共	民間	民間	民間	民間	民間
施設の所有 (建設時)	公共	公共	公共	公共	民間	民間
施設の所有 (運営期間中)	公共	公共	公共	公共	民間	民間
施設の所有 (事業終了後)	公共	公共	公共	公共	公共	-
運営モニタリング (運営期間中)	-	公共	公共	公共・民間	公共・民間	公共・民間

※表中、民間事業者の所掌を灰色着色しています。

※B00方式では、事業終了後に民間事業者が施設の解体・撤去を行います。

## 2. 事業方式の比較

各事業方式の特徴を踏まえ、表 10-2 に事業方式のメリット・デメリット等を示します。  
 本基本構想における事業方式は、運営の安定性や効率性等を踏まえ、引き続き検討していくこととします。

表 10-2 各事業方式の比較

	公設公営	公設民営		民設民営
	DB	DB+0	DBO	PFI 方式
契約方法・業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・建設を民間事業者と請負契約。</li> <li>・運営維持管理は公共で実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・建設を民間事業者と請負契約。</li> <li>・運営維持管理は民間事業者に別途、長期包括契約。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・建設・運営維持管理(10~20年程度)を長期一括で契約。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・建設・運営維持管理(10~20年程度)を長期一括で契約。</li> <li>・設計・建設に係る資金調達には民間事業者が行う。</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共が事業主体となるため、住民の信用が得られやすい。</li> <li>・自治体の政策や制度変更に対応しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営維持管理のみを一括委託するため、既存施設への導入が可能。また、DBOと比較して、事業者選定期間を短縮できる。</li> <li>・運営期間中、公共の監視が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備から運営維持管理までを一体的に実施することができるため、民間事業者の知見を活用でき、建設コスト・運営コストの削減が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DBOと同様に、民間事業者の知見を活用でき、建設コスト・運営コストの削減が可能。</li> <li>・資金調達を民間事業者が行うため、まとまった財源が用意できない場合にも適用可能。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全てのリスクを公共が負うため安全側の仕様内容となりやすく、建設及び運営維持管理業務に係る財政負担が比較的大きくなる可能性がある。</li> <li>・建設費に係る財政支出が平準化されない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設の主体は公共であるため、建設費は公設公営と同様、平準化されない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営におけるトラブルを防止するため、公共と民間事業者のリスク分担を細かく決めておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備の主体が民間事業者となることから、「設置許可」が必要になり、「設置届」を提出する公設方式と比較して手続きに時間を要する。</li> <li>・運営期間中の所有権が民間事業者にあるため、固定資産税等の税負担が生じる。</li> </ul>

## 第2節 建設工事費、運営維持管理費

### 1. 建設工事費

施設規模が同程度の近年の発注実績を表 10-3 に示します。ごみ t 当り単価を見ると施設規模や工事内容により違いがありますが、ごみ t 当り 5,000 万から 6,000 万程度と見られます。

当該単価により、八幡平市・岩手町の中継施設の想定施設規模で建設費を見ると 18 億円から 21 億円程度が見込まれます。葛巻町は 2 億円から 2.4 億円程度が見込まれます。

なお、建設予定地の詳細な条件や、近年のエネルギー価格などによる物価高騰、資材不足や人手不足、働き方改革など、価格の上昇要因が多くあるため、今後、さらなる精査は必要です。

表 10-3 施設規模が同程度の近年の発注実績

自治体名	建設時期	整備内容	建設費 (税込み)	ごみ t 当り単価 (税込み)
県央県南広域 環境組合	契約：R6.2 竣工：R8.3	施設規模：43 t/日 処理方式：コンパクト方式 対象ごみ：可燃ごみ、可燃残さ	31.9 億円	7,419 万円
田原市	契約：R5.4 竣工：R7.3	施設規模：可燃ごみ 40 t/日 生ごみ 10 t/日 処理方式：可燃ごみ コンパクト方式 生ごみ コンテナ 対象ごみ：可燃ごみ、生ごみ	15.961 億円	3,192 万円
由布市	契約：R6.9 竣工：R9.3	施設規模：31.4 t/日 処理方式：可燃ごみ コンパクト方式 その他 コンテナなど 対象ごみ：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、脱水汚泥 その他：資源ごみなどはストックヤードで保管	18.656 億円	5,941 万円
府中市	契約：R5.3 竣工：R7.9	施設規模：30 t/日 処理方式：貯留排出機方式 対象ごみ：可燃ごみ、可燃性粗大ごみ その他：資源ごみ処理を含む	16.379 億円	5,460 万円
宇佐・高田・国 東広域事務組合	契約：R5.6 竣工：R7.8	施設規模：24 t/日 処理方式：コンパクト方式 対象ごみ：可燃ごみ その他：プラントと建築を分離発注	13.167 億円	5,486 万円
広島中央環境 衛生組合	契約：R2.7 竣工：R6.3	施設規模：9 t/日 処理方式：貯留排出機方式 対象ごみ：可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ その他：資源ごみ処理含む	12.65 億円	1 億 4,056 万円

## 2. 運営維持管理費

施設規模が同程度の施設の維持管理費を表 10-4 に示します。ごみ t 当り単価を見ると施設内容により違いがありますが、ごみ t 当り 500 万から 1,000 万程度と見られます。

当該単価により、八幡平市・岩手町の中継施設の想定施設規模で建設費を見ると単年度では 1.8 億円/年から 3.5 億円/年程度が見込まれ、20 年間では 36 億円から 70 億円程度が見込まれます。葛巻町は単年度では 0.2 億円/年から 0.4 億円/年程度が見込まれ、20 年間では 4 億円から 8 億円程度が見込まれます。

なお、建設工事費と同様、近年のエネルギー価格などによる物価高騰、資材不足や人手不足、働き方改革など、価格の上昇要因が多くあるため、今後、さらなる精査は必要です。

表 10-4 施設規模が同程度の施設の維持管理費

自治体名	施設概要	維持管理費 (税込み)	ごみ t 当り単価 (税込み)
県央県南広域 環境組合	施設規模：43 t/日 処理方式：コンパクト方式 対象ごみ：可燃ごみ、可燃残さ	約 91 億円/20 年 (単年度平均で約 4.55 億円)	1,058 万円
大竹市	施設規模：25 t/日 処理方式：貯留排出機方式 対象ごみ：可燃ごみ	1.375 億円/年	550 万円
府中市	施設規模：30 t/日 処理方式：貯留排出機方式 対象ごみ：可燃ごみ、可燃性粗大ごみ その他：資源ごみ処理を含む	1.6 億円/年	530 万円

## 3. 既存焼却施設の解体撤去工事費

葛巻町清掃センター(施設規模 10 t/日)と施設規模が同程度の施設の解体撤去工事費を表 10-5 に示します。ごみ t 当り単価を見ると施設により違いがありますが、ごみ t 当り 1,000 万から 2,000 万程度と見られます。

当該単価により、葛巻町清掃センターの解体撤去工事費を想定すると 1 億円から 2 億円程度が見込まれます。

なお、建設工事費と同様、近年のエネルギー価格などによる物価高騰、資材不足や人手不足、働き方改革、また、解体撤去工事の特徴として、ダイオキシン類やアスベスト、土壌の汚染状態など価格の上昇要因が多くあるため、今後、さらなる精査は必要です。

表 10-5 施設規模 10 t 前後の解体撤去工事の実績

自治体名	工事時期	施設規模	解体撤去工事費 (税込み)	ごみ t 当り単価 (税込み)
宮城県石巻市 (雄勝クリーンセンター)	契約：R5.10 竣工：R7.3	15 t/日	約 2.90 億円	1,933 万円
宮城県石巻市 (河北地区衛生処理センター)	契約：R2.9 竣工：R3.9	20 t/日	約 2.09 億円	1,045 万円
奈良県明日香村	契約：H14.7 竣工：H14.9	12 t/日	約 0.48 億円	400 万円
岡山県鏡野町	契約：H29.7 竣工：H30.3	10 t/日	約 1.72 億円	1,720 万円
神奈川県清川村	契約：H29.7 竣工：H30.3	10 t/日	約 1.66 億円	1,660 万円
福井県おおい町	契約：H21.9 竣工：H22.3	3 t/日	約 0.52 億円	1,733 万円

### 第3節 事業スケジュール

#### 1. 八幡平市・岩手町

八幡平市・岩手町の中継施設の稼働開始時期は、地域計画において、新ごみ焼却施設の稼働後に八幡平市清掃センターを解体・撤去し、その用地に整備する考えとして令和16年度稼働開始で計画していました。

一方、八幡平市から稼働開始時期を新ごみ焼却施設の供用開始に合わせたいとの要望があることから令和14年度稼働を目指すものとします。

表 10-6 八幡平市・岩手町の中継施設の事業スケジュール

項目	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)	令和18年度 (2036年度)
測量・地質・土壌汚染調査	■										
施設基本計画	■										
生活環境影響調査		■									
PFI導入可能性調査		■									
発注手続き			■	■							
設計・建設工事					■	■	■	■			
施設稼働									■	■	■

## 2. 葛巻町

葛巻町の中継施設の稼働開始時期は、地域計画において八幡平市・岩手町と同様に、新ごみ焼却施設の稼働後に葛巻町清掃センターを解体・撤去し、その用地に整備する計画として令和16年度稼働開始で計画していました。

しかし、解体・撤去から建設の期間を2年間しか確保できず工事期間が厳しいと考えられるため、解体・撤去を含む工事期間を3年から3年半として見直し令和17年度稼働を目指すものとします。

表 10-7 葛巻町の中継施設の事業スケジュール

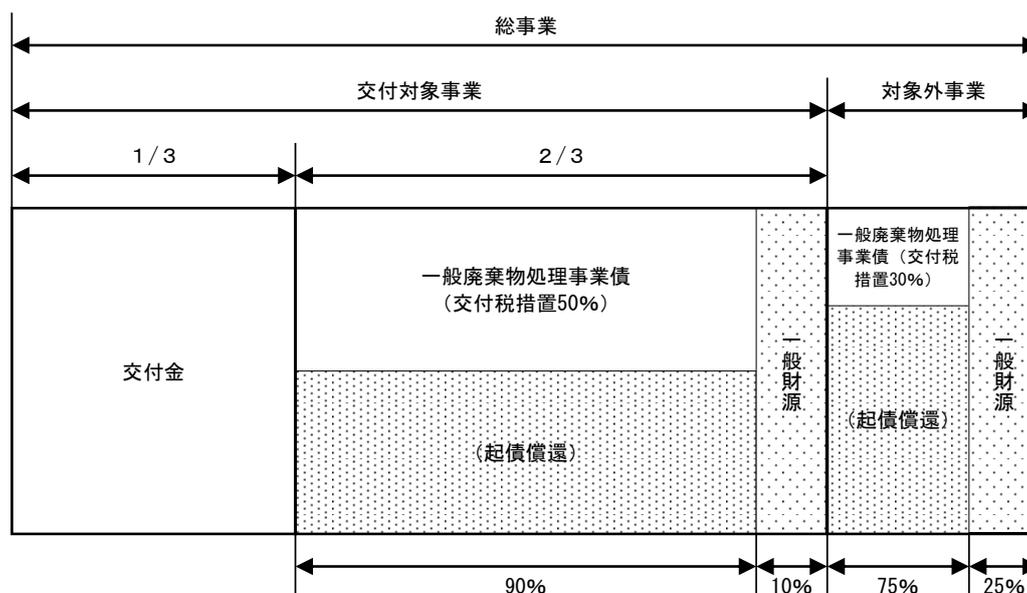
項目	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)	令和18年度 (2036年度)
施設基本計画				■		●					
生活環境影響調査					■						
PFI導入可能性調査				■							
発注手続き						■		●			
設計・建設工事								■			●
施設稼働											■
葛巻町清掃センター 解体・撤去				■			■		●		

## 第4節 建設費の財源の検討

### 1. 中継施設整備に係る財源

一般廃棄物処理施設の建設事業において広く利用されている財源支援制度には「循環型社会形成推進交付金」並びに「一般廃棄物処理事業債」があります。本基本構想ではこれらの財源支援制度を活用し、施設整備を進めるものとします。

循環型社会形成推進交付金と一般廃棄物処理事業債を活用した場合の財源内訳のイメージを図 10-1 に示します。



※網掛け部分は自治体負担分をイメージしたものです。

図 10-1 財源のイメージ

### 2. 解体・撤去に係る財源

葛巻町清掃センターの解体・撤去の財源は、中継施設と同様に「循環型社会形成推進交付金」並びに「一般廃棄物処理事業債」を活用できます。

ただし、循環型社会形成推進交付金の活用には表 10-8 に示すとおり、中継施設の整備が解体・撤去の対象施設（葛巻町清掃センター）と同一敷地内であることが必要であるという交付条件に注意する必要があります。

一方、一般廃棄物処理事業債の適用内容は、中継施設の整備の内容と同様であり図 10-1 のとおりです。また、事業債には「公共施設等適正管理推進事業債」があり、起債充当率は 90% ですが、交付税措置の適用はありません。

表 10-8 循環型社会形成推進交付金の解体事業への適用基準（環境省のQ&Aより）

質 問	回 答
<p>広域化・集約化に伴い必要となった廃棄物運搬中継施設を廃焼却施設の跡地に整備することを予定しているが、新施設稼働まで旧施設を稼働し続ける必要があるため、旧施設の底地上に廃棄物運搬中継施設を整備することは物理的に不可能である。そのため、旧施設の近くに廃棄物運搬中継施設を整備し、また、新施設稼働後に旧施設の解体を考えているが、この場合、旧施設の解体事業は交付対象にならないのか。</p>	<p>御質問の場合、旧施設の底地上に廃棄物運搬中継施設を整備することは物理的に困難であり、また、廃棄物運搬中継施設の整備を国が支援する趣旨に鑑み、旧施設の底地上ではなく同一敷地上に廃棄物運搬中継施設の整備を行う場合に限っては旧施設の解体事業も交付対象となる。</p>
<p>同一敷地上かどうかはどのように判断すればいいか。</p>	<p>同一敷地とは、旧施設による廃棄物処理を目的に、市町村等が所有権又は借地権を有している土地のことを指す。なお、同一敷地であるか否かを登記簿等で客観的に判断することには困難な面もあるため、廃棄物運搬中継施設を旧施設の同一敷地上に整備し、かつ、旧施設の解体を予定している場合は、個別に環境省に御相談いただきたい。</p>